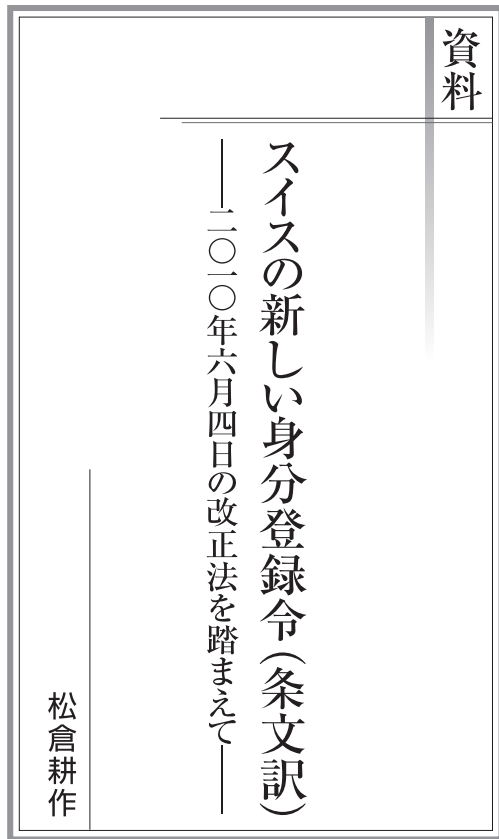




- 1 はじめに
- 2 身分登録令の条文訳
- 3 民法の身分登録規則の改正

1 はじめに

(1) 本稿の目的・先行研究など

第1に、本稿は、最新の状態の「身分登録令」の内容を示す目的がある。対象とする身分登録令は、家族法に最も必要な特別法の一つであり、わが国でいえば、戸籍法がこれに最も近いといえる。新・身分登録令に関する先行研究は存在しない。旧・身分登録令に関する研究は、すべて筆者のそれがみられるにすぎない（後述（3）を参照）。

第2に、対象とする新・身分登録令は、2004年（4月28日付け）に「全面改正」を受けている（2005年1月1日施行）。それ以前の旧法について

は、後述（3）で示すように、筆者自身の手になる邦訳が存在する。

旧法は、当初は190条弱の条数であったが、今回の新・身分登録令は、条数のみでいえば、およそ半分の100カ条に減少している。出生簿、婚姻簿、死亡簿、家族簿など別々に規定されていた規則が、すべての登録簿を統一して規定する、などの工夫がなされているということも、一つの特色といえるであろう。

第3に、前述の全面改正後も、若干の部分改正を経験している。その中味は、下記のごとくである（簡潔には、後述（3）③を参照）。司法省のホームページのなかで述べられる「身分登録令の変更」という項目で確認（09年8月15日に確認）したところ、下記の①－③の3つの改正が示されている。

①2005年12月9日付け法令による改正 身分登録令に直接係わる条項だけでも、9か条の改正が実現されている（2006年1月1日施行）。ただし、フランス語テキストのみの改正もある。このような改正形態は、スイスではしばしば登場している。なお、この部分の改正条文については、改正直後の官報 BBl 2005 3106、若干遅れて公表される連邦法令集 AS 2005 5679 を参照されたい。いずれも、今日でもみることが可能である。

②2006年6月28日付け法律による改正。いわゆる「同性パートナー婚」の制定に伴う改正（2007年1月1日施行）であり、本稿との関係では、旧・身分登録令の第7章a以下（75条a以下）が、パートナー婚についてのメイン規定である。官報 BBl 2006 1715、連邦法令集 2006 2923 に記載されている。

③その他「2005年4月11日付け身分登録令の完全な施行についての命令」という命令が出されている。その内容は、身分登録令の22条と43条1項－3項の施行時期を、2005年6月1日とするものである。

その他の規定は、前述のように、2005年1月1日から施行されているが、前記の規定のみ、施行が5ヵ月遅れていることを意味する。施行日の問題であり、規定の内容に係わる規則では

ない。

④2010年6月の改正にかかわる。

第4に、後述(2)で示すように、身分登録については、民法でも扱われている。これについても、筆者による条文訳と解説とが存在する(後述(3)所掲の資料を参照)。その条文も半数近くが部分改正を経験している。本稿では、この民法での改正についても、最新の状態を示している。

第5に、筆者は、スイス婚姻法、相続法などの全容にわたる研究を、別稿で公表している。これらにより、スイス家族法の概要を理解することができる。これらの基礎研究を踏まえて、個別領域での比較研究を行うことが、筆者の目標である。

そのような研究の一環として、拙著「血統訴訟と真実志向」成文堂、1997年、349頁、拙著「血統訴訟論」一粒社、1995年、230頁などを公表してきた。いずれの著作も、スイス、ドイツ、オーストリアなどのドイツ語圏のみならず、ときにフランスやイギリスの法制にも言及している。

第6に、当然のことであるが、家族法や親子法の内容を踏まえて、初めて身分登録制度の意味をもつ。本稿を理解する前提として役立つと思われるので、最新の論考を示しておこう。下記の論考を公表するに至るまでは、前提として、その立法過程の研究が存在する。これについては、下記の論考に引用されるところに譲る。

①婚姻法については、拙稿「スイス婚姻法の概要(1)・(2)・完」本誌5号、6号、2007年。タイトルからその内容を推測できるであろうから、コメントを付す必要はないであろう。

②離婚法については、拙稿「スイス離婚法と離婚の効果」本誌11号、2009年。および、拙稿「スイス離婚法と離婚原因」本誌12号、2009年。

③その余の財産関係については、拙稿「スイス家族法と夫婦の財産的地位(1)・(2)完」本誌7号、8号、2007年-2008年。なお、夫婦財産法の部分については、次の研究書を公表している。拙著「スイスの夫婦財産法」千倉書房、1977年、285頁。後者の著作は、改正前の制度

を扱っている。

④相続法については、拙稿「概説スイスの相続法(1)-(3)完」本誌12号、13号、14号に連載。2009年。

⑤親子法については、拙著『スイス親子法』信山社、1995年、299頁。その他、嫡出推定の部分だけを扱う研究として、拙著『スイス親子法—嫡出推定規定の展開』千倉書房、1980年、204頁。

⑥条文訳として、拙訳『スイス家族法・相続法』信山社、1996年、286頁。民法のみならず、婚姻法、身分登録令、養子縁組関係法を初めとする家族法に係わる特別法の邦訳も含まれる。

(2) 身分登録の規制

身分登録については2つの法令で扱われている。すなわち、「民法」(民39条-49条参照)で大枠を、詳細は特別法である「身分登録令」で、という規制の方法をとっている。

本稿では、後者の「身分登録令」を主な対象としているが、民法でのそれについても紹介している。2つの規則は、上記のような関係にあるので、双方とも、お読みいただきたい。民法で扱われる身分登録令についても、筆者の邦訳が存在するので、それを参照されたい(後述(3)④を参照)。

(3) 旧法に係わる条文訳など

本稿では、新しい「スイス身分登録令」の条文訳を行っている。前述のように、本稿で扱う「新」身分登録令に係わる条文訳・先行研究は存在しない。

つぎに、「旧」身分登録令について、筆者自身の手になる邦訳が存在する。新身分登録令は、全面改正されているので、新法の理解にさほど役立つわけではないが、参考にはなるであろう。

①拙訳「スイス身分登録令(条文訳)」南山法学16巻1=2合併号、101頁以下に掲載。1992年。

②転載 その後、実務家の利用にも供する目的から、掲載誌の182頁に明記した91年改正部分(92年1月1日施行)をも含めた条文訳は、日本加除出版社のご好意

により、『外国身分関係法規集』（1994年刊行）で完訳・補充されている（拙訳「スイス身分登録令」『外国身分関係法規集』所収、日本加除出版、94年）。

③その後の改正 改正がたびたび行われている。1990年以降の改正を拾ってみると、91年改正が10か条、94年改正が6か条、95年改正が9か条、97年改正が39か条、99年改正が77か条、つごう91年以降の通算では141か条にも及んでいる。枝番号があるとはいえ、189か条の条文のうち140か条が改正されたわけである。これについては、拙稿「スイスの新しい身分登録令 — 上・中・下」戸籍時報517号、518号、519号、すべて2000年、を参照。

90年代以降の改正としては、いわゆるパートナー婚に伴う改正が、もっとも大きな改正である。

④民法での身分登録に係わる規則の扱い 拙稿「スイス身分登録と民法規則の改正（上）（下）」戸籍時報500号33頁以下、504号2頁以下を参照、1999年。で扱っているのは、民法典に含まれる身分登録に係わる基本原則を規定した規則である。全条文わずか13条ばかりの条数であるが、上記の邦訳を公表したあと、数か条にわたる部分改正を経験している。

2 新・身分登録令

1) 対象法令の重要度について

まず、身分登録令についていえば、わが国の「戸籍法」に近い法令であって、内容面では、婚姻・離婚、出生、相続の身分登録への登録・抹消などを扱う、きわめて重要な法令である。

つぎに、身分登録令は、2004年には全面改正がなされた。その後も若干の部分改正を経験しており、今回の改正も部分改正ではあるが、草案を報じる掲載誌のページ数では、A4版で21ページ（ドイツ語版）にも達する大幅な改正が予定されている。

2) 改正案の公表時期について

今回対象とする改正案は、公表の日付をみると、2009年10月の公表とされている。しかし、筆者が改正案の現物の存在を知ったのは、2010年3月2日である。なんらかの事情により、改正案の公表が遅れていたものと思われる。

3) 現行の身分登録令について

スイスの身分登録法については、改正をフォローする意味もあって、たびたび条文訳を明らかにしている。その最新の状況についての邦訳は、下記のごとくである。

拙稿「スイスの新しい身分登録法 — 2009年7月1日現在(1)・(2)・(3)完」本誌14号—16号に連載している、2009年-2010年。

3) 大改正

①改正の程度 改正案の条文を収録する「スイス連邦評議会」（わが内閣に相応する）の示した改正案は、全21頁（フランス語テキストでは20頁）にわたるほどの大きな改正案である。

ちなみに、現行の身分登録についての連邦令は、「2004年4月28日付け身分登録令」である。これについては、拙訳が存在すること前述の通りである。それ以前の身分登録令の規定の変遷については、前掲「スイスの新しい身分登録令」の「はじめに」の項を参照されたい。

それはともかく、全面改正後の2004年令の制定後も、2005年、2007年に若干の部分改正を経験しているが、それでは不十分ということで、今回の大改正に至っている。

②施行予定日 連邦評議会が草案中に明示するところによれば、改正・連邦令の施行は、2011年1月1日の予定である。

③欧文の資料 改正案についての資料としては、前記の条文と簡単な解説しか、存在しない。スイスの家族法専門雑誌（年4回刊行）の最新版（2010年1号）でも、これを報じる資料・論文は見られない（2010年5月5日段階）。

ちなみに、いわずもがなのことであるが、2010年改正案の内容に言及する邦語文献は、存在しない。本稿が最初の草稿である。念のため、その旨を明記しておこう。

4) 身分登録に係わる規則の条文訳（仮訳）

以下では、新・身分登録令の条文訳と、民法典に規定される身分登録に係わる規則の邦訳を行う。まず前者から示していこう。

〔凡例〕

①欄外テキストについて わが国の「条文の見出し」に似た「欄外テキスト」には、種々の効用があるが、その一つに全体の展望がよくなることが挙げられる。民法では、2007年制定当初から、この方式を踏襲している。ところが、新身分登録令では、旧令と異なり、スイス法の特色である展望性は無視されている。もっとも、欄外テキストは付されている。

②キックコー括弧 条文訳中キックコー括弧内は、原文では明示されていないが、訳者・松倉の補充した部分である。

③bis たとえば、新21条1項bis、旧53条bis という表記が少なからず登場する。わが法流にいうならば、「53条の2」といった枝番を指す。わが国と違うのは、この種の枝番が項や号にも登場することである。新21条1項bisは、項に登場する例である。

④改行 原則として、原文に従った。もっとも、旧第188条aのように、項目を列挙している部分では、紙幅を節約するという視点から、続けて印字した。

⑤コロン（:）やゼミコロン（;） これらが多出する。そのまま示した。日本語の用法にはないが、これを句読点と訳すると、たとえば、第2項3文と表現した場合に、どの条項か分からなくなるのを防ぐためである。

⑥旧法の規定 条数および条文の見出しの右に付した数字は、旧法・身分登録令の条数を意味する。もっとも、新・身分登録令は、全面改正されていることもあり、新旧の内容がピッタリと適合しているわけではない。参考のため、比較的近い条文を示しているにすぎない。

⑦2004年全面改正法以降の改廃を示すことが、読者にたいして新設と思われる。それゆえ、その後の改正については、当該条文の最後に、それを明記した。旧令との違いは、解説のおり示すことにする。

⑧若干の部分で、フランス語テキスト（条文）を参考にして邦訳している。

1 身分登録令

第1章 総則

新・第1条（民事身分領域）

①民事身分領域は、身分登録官にとって、実際の許容できる業務の執行が保証されるであろう十分に高度な蓋然性ある程度に、各カントン

によって確定される。業務の程度は、少なくとも40パーセントとする。業務の程度は、もっぱら民事身分登録官庁の活動に基づいて算出される。

②連邦司法・警察省は、特別の理由のある場合には、身分制度におけるカントンの監督官庁（監督官庁）の申立てに基づいて、最少の業務の程度の例外を認めることができる。監督官庁は、例外が民事身分登録官の業務の程度にのみ関わり、かつ身分領域が変更されたときは、固有の責任で判断する。いずれの場合にも、専門的に許された執行が保障されなければならない。

③身分領域は、複数のカントンの市町村にわたることができる。当該カントンは、民事身分制度のための連邦局の了解を得て、必要な合意を形成する。

④カントンは、身分領域の変更を、事前に時身分のための連邦官庁に届けるものとする。

〔すべて2010年改正規定〕

新・第1条a（官庁の所在地および執務室）

①各カントンは、身分領域のため、官庁の所在地を指定する。

②各カントンは、官庁所在地の移転を、事前に身分登録のための連邦官庁に届け出る。

③各身分領域において、少なくとも、成婚手続を実施するための、および登録パートナー婚の成立のための、執務室が定められる。

④成婚手続の執行および登録パートナー婚の成立のため、他のロカールを利用〔することについての合意〕は、監督官庁の承認を必要とする；〔ただし〕第70条2項および第75i 2項による場合は、この限りではない。

〔すべて2001年改正規定。4項は草案に比べて表現の修正にとどまり、内容上の変更はない〕

新・第2条（特別身分登録官庁）

①各カントンは、すべてのカントン領域の身分領域にわたる、特別身分官庁を設けることができる。各カントンは、特別身分登録官庁の所

在地が、通常の身分登録官庁の所在地と異なる場合には、そ（特別身分官庁）の所在地を決定する。

②カントンは、特別身分登録官庁に、下記の任務を課することができる：

- a. スイスの監督官庁の処分に基づく証明資料に基づいて、民事身分についての、外国の判決または文書の（Beurkunden）の作成（1987年12月18日付け国際私法第32条）；
- b. 裁判所の、またはカントンの行政官庁の処分についての証明資料の作成；
- c. カントンの市民に係わるときは連邦の行政処分の証明資料の作成、またはカントンの裁判所が第一審として判断したときは連邦裁判所判決のその作成。

③カントンは、第2項の任務を、通常の身分登録官庁にも、課することができる。

④複数のカントンが、[一つの] 共通の特別身分登録官庁を定めることができる。

〔1項は2010年改正，2項は全文2006年改正〕

新・第3条（公用語）

①公用語は、カントンの規制に従う。

②公務のさいに、理解が保証されないときは、通訳を立ち会わせなければならない。前項に要する費用は、耳の聞こえない人のための通訳ではない限り、関係者の負担とする。

③身分登録官は、通訳する人に係わる個人調書を、書面で作成し、この者に真実を「通訳するように」警告し、虚偽の通訳をなせば刑に処せられる旨を通告する。

④文書がスイスの公用語が書かれていない場合には、身分登録官庁は、必要な場合には、重要な内容の、ドイツ語、フランス語、イタリア語での書面による翻訳につき、配慮する。翻訳者は、翻訳の正当性を保証する。

⑤翻訳に要する費用は、当該私人の負担とする。

⑥削除

〔4項－6項は2010年新規定〕

新・第4条（身分登録官庁）

①各カントンは、身分登録官庁に、必要な数の身分登録官を配置する。各カントンは、この中の一人を指導者とし、かつその代行者を定める。

②身分登録官は、複数の身分領域について管轄することができる。

③身分登録官の任命または選任は、下記の要件を満たしていることを要する：

- a. スイス市民権〔を有する者であること〕；
- b. 行為能力〔を有する者であること〕；
- c. 身分登録官としての、連邦の専門資格〔を有する者であること〕。

④任命された、または選任された者が専門資格を有しないときは、任命ないし選任処分をした監督官庁の了解を得て、この者のために、専門資格を取得するための期間を決定する。特別な理由のある場合には、この期間は、監督官庁の了解を得て、伸長することかできる。

⑤その者が〕専門資格を取得するまで、監督官庁は、身分登録官庁の指導者の了解を得て、〔その者が〕取得している理論的、かつ実務上の専門知識を考慮うして、〔その〕身分登録官の活動領域について、決定する。

⑥各カントンは、身分登録官の任命または選任のためのその他の要件を決定することができる。

〔すべて2010年改正規定。4項は草案に比べ「了解を得て」に修正〕

新・第5条（外国におけるスイスの代理機関）

①外国にあるスイスの代理機関は、婚姻締結の準備手続きのさい、およびパートナー婚の成立の手續のさいには、協力する。代理機関は、とくに下記の任務を執行する：

- a. 関係者への情報の提供および相談；
- b. 民事身分についての外国判決および文書の入手、受領、認証、翻訳、送達；
- c. スイスでの婚姻の締結を求める（第63条2項および第65条1項）、またはパートナー婚の成立を求める（第75条bおよび第75条1項）申請や意思表示の受領や送達、約婚者（74条a2項）またはパートナー〔婚の

当事者〕（75条m2項）からの聴聞，および外国での婚姻の締結に関してスイス〔法の下での〕婚姻能力証明書の送達；

- d. 子の認知の登録が外国でできなかった場合には，父性の意思表示の受理および送達（第11条6項）；
- e. 〔氏変更の〕意思表示の受理と送達；
- f. 市町村の市民権，カントンの市民権およびスイスの市民権の解明；
- g. 外国文書の審査と真正さ〔の判断〕；
- h. 外国法についての情報の入手と送達；
- i. 料金の徴収。

②〔前項の〕代理機関は，管轄権を有するカントンの外国官庁を通じて，意図されるまたは行われた婚姻，またはパートナー婚の成立をもって，外国人の入国許可および滞在についての規定の脱法を目的とするものであるという事実と認識を，身分登録官庁および監督官庁に報告する（入国許可，滞在および就業活動についての，2007年10月24日付け連邦令の第82条2項・3項）。

③身分制度に関する連邦局は，必要な指示を発し，さらに監督を行う。

〔すべて2010年改正規定。c号の後半部は草案に加筆あり。2項は，草案に比べて一部がなされている〕〔筆者補注，3項に定める2007年命令の出典：SR 142.201〕

第6条（身分登録の書式と説明文）

①身分制度に携わる連邦官庁は，身分制度に用いる書式を決定する。

②身分制度に携わる連邦官庁は，〔書式の〕紙質および説明文の内容を決定する。

新・第6条a（民事身分登録簿，個人簿）

①1876年以降紙媒体でまたは電磁媒体の形式で執行されてきたすべての登録簿（出生簿，死亡簿，認知簿，準正簿，家族簿，個人簿）は，身分登録簿として有効である。

②身分登録簿を承継した，民法第39条1項に基づく執行された電子登録簿は，個人簿として有効である。

第2章 登録の対象

第7条（民事身分）

①登録の対象は，民事身分（民法39条2項）である。

②下記の項目を登録する：

- a. 出生；
- b. 捨て子；
- c. 死亡；
- d. 身元不明者の死亡；
- e. 氏についての意思表示；
- f. 子の認知；
- g. 市民権；
- h. 婚姻の準備〔手続〕；
- i. 婚姻；
- j. 婚姻の解消；
- k. 名の変更；
- l. 親子関係；
- m. 養子；
- n. 失踪宣告；
- o. 性の変更；
- p. パートナー婚の登録の準備；
- q. パートナー婚の登録；
- r. 登録パートナー婚の解消。

（p号以下は，2006年法による規定）

第8条（データ） Bおよびb.bisが改正

以下のデータは，身分登録簿で扱う：

- a. システムデータ：
 - 1. システム番号，
 - 2. 登録の種類，
 - 3. 登録の状態，
 - 4. 表示（ゲマインデ，民事身分職務領域，国別，住所）；

下記のデータは，個人簿に登録する：

- b. 老齢・障害者に関する1946年12月20日付け連邦法の第50条cによる保険番号（以下，保険番号と呼ぶ）；
- b.bis 〔削除〕

〔上記2つの号は，2010年改正規定。筆者補注，1946年連邦法の出典：SR 831.10〕

- c. 氏名；
 - 1. 家族名，
 - 2. 独身時の氏，
 - 3. 名，
 - 4. その他の公的な名；
- d. 性別；
- e. 出生：
 - 1. 日付，
 - 2. 時間，
 - 3. 場所，
 - 4. 死産；
- f. 民事身分：
 - 1. 身分（独身－既婚／離婚／死別／未婚－登録パートナー婚において／パートナー婚の解消：裁判上の／死亡による解消／行方不明による解消），
 - 2. 日付；
- g. 死亡：
 - 1. 日付，
 - 2. 時間，
 - 3. 場所，
- h. 住所地；
- i. 滞在地；
- j. 生活状態；
- k. 被後見人；
 - 1. 父母：
 - 1. 母の氏，
 - 2. 母の名，
 - 3. 母のその他の公的な名，
 - 4. 父の氏，
 - 5. 父の名，
 - 6. 父のその他の公的な名，
- m. 養親：
 - 1. 養母の氏，
 - 2. 養母の名，
 - 3. 養母のその他の公的な名，
 - 4. 養父の氏，
 - 5. 養父の名，
 - 6. 養父のその他の公的な名，
- n. 市民権／国籍：
 - 1. 日付（取得日／喪失日），
 - 2. 取得事由，

- 3. 取得事由についての註記，
- 4. 喪失事由，
- 5. 喪失事由についての註記，
- 6. 家族簿との連携，
- 7. 市民権または所属する団体，
- o. 関係するデータ：
 - 1. 種類（婚姻関係／登録パートナー婚／親子関係），
 - 2. 日付（発効日／消滅日），
 - 3. 解消事由。

（f号，o号の1は，2006年法による規定）

第9条（出生）

①出生にさいして，生存出生または死産の別。

②死産にさいして，子につき，生命兆候のない子であり，かつ，少なくとも500グラムの体重があった子か，または妊娠年齢が少なくとも22週に達していた子，かの表示。

③死亡して出生した子につき，命名権を有する者（民法37条1項）が望むときは，[子の]氏および名を記録する。

第10条（捨て子）

遺棄され，出自が不明の子は，捨て子とみなす。

第11条（子の認知）

①母とのみ親子関係のある子の認知は，父による子の認知とみなす。

②認知は，子の出生前にも，行うことができる。

③養子とされた子の認知は，登録することができない。

④認知者が未成年または被後見人であるときは，その両親またはそのものを法定代理する者の同意を必要とする。同意者は，代理権〔の存在〕を証明しなければならない。署名は，〔真正との〕認証を必要とする。

⑤認知についての意思表示は，国際私法の第71条1項を留保して，身分登録官によって受理されなければならない。認知者が自ら身分登録官のもとへの出頭ができないときは，意思表示は，官庁外でも受理することができる。

⑥〔提案はフランス語テキストにのみ関す

る]

〔4項・5項, 6項は, 2010年改正規定。ただし, 6項はフラント語テキストにのみ係わる。草案に比べて, 若干の字句の修正がなされた。筆者補注, 1987年連邦法の出典: SR 291〕

⑦特別な理由のある例外事例においては, 身分登録官庁以外, とくに病院施設で, または刑罰を執行する施設で, 管轄権を有する身分登録官が, または外国にあるスイスの代理機関が〔認知の〕登録を行うことができる。

第12条 (婚姻前の氏についての意思表示)

①新婦が, 身分登録官に対して, 婚姻後にも, 家族名に付して, 従前からの彼女の氏を称したい旨を意思表示することができる (民法160条2項・3項)。成婚手続のときから, 約婚女の氏を家族名として称したい旨の, 約婚男女双方からの〔共同の〕申立てがあるときは, 新郎も, 同じ可能性を有する。

②〔前項の〕意思表示の受領については, 婚姻の締結のための準備手続の執行を申し立てるべき身分登録官が, または成婚手続地の身分登録官庁が, 管轄権を有する。外国での成婚のさいには, 意思表示〔を欲〕する者は, スイスの代理〔機関〕に, または本籍地もしくはスイスでの住所地で身分登録官庁に, 意思表示することができる。

③〔意思表示にさいする〕署名は, 〔真実であるという〕裏付けを必要とする。

第13条 (裁判上の婚姻の解消後の, 氏についての意思表示)

①婚姻によりその氏を変更した配偶者は, 裁判上の婚姻が解消したあと1年以内に, 身分登録官に対して, 生来の氏または婚姻前に称していた氏を, 再び称したい旨を意思表示することができる (民法119条1項と結びついた民法109条2項)。

②〔前項の〕意思表示の受領には, スイス国内では身分登録官が, 外国ではスイスの代理〔機関〕が, 管轄権を有する。

③〔意思表示にさいする〕署名は, 〔真実であるという〕裏付けを必要とする。

新・第14条 (本国法の下での氏に服する旨の意思

表示)

①外国に居住するスイス人または外国人は, 自身に関わる身分上の出来事については, 身分登録官に対して, 本国法にしたがって自己の氏名を書いてもらいたい旨を, 書面により意思表示することができる (国際私法第37条2項)。

②外国での民事上の出来事については, 前項の意思表示は, 監督官庁に対して直接に, またはスイスの代理機関を通じて, 表示することができる。

③署名は, 認証を要する。

〔1項・2項は, 2010年改正〕

第3章 登録の手続

第1節 総則

新・第15条 (原則)

①個人簿へは, 各人一度のみ登録される。

②身分上の出来事または身分事項の登録は, 当該人物の現実のデータを, 身分登録簿に呼び出すことができることを要件とする; , 捨て子 (第10条) や身元不明者の死亡の登録のさいには, この要件は不要である。

③ある人の身分上の出来事は, 年代順に登録する。

④個人簿で執行される人物のデータ (その人に関するデータの総体) は, 〔その者の〕家族法上の関係に基づいて, 相互に結びつけられる。法律関係が解消されたときは, この結びつきは, 解消される。

⑤登録に関わるすべての者のデータは, 登録を契機として, 現実化される。

〔本状の規定は, すべて2010年改正。4項は, 草案に比べて, 若干の字句修正がなされた〕

新・第15条 a (個人簿の調製)

①各人は, 個人簿への自己の出生の登録をもって, 〔個人簿が〕調製される。

②そのデータがシステムではアクセスできない外国人は, のちに, その者がスイスで登録すべき身分上の出来事に関わったときに, 個人簿に調製される。

③外国人が個人簿への調製ができないまたは期待できない場合において、その者の身分の表示が、証書を提出されるべきときは、民法第41条1項による意思表示が、受理されうるものであるか否かが審査される。

④2項に基づく調製が、子の出自についての表示の登録に基づいて、適法な期間内に行われたときは、正当な例外事由のある場合には、母または父の身分についてのデータの記録は、省略する〔ことができる〕。

⑤第2項による調製が、死亡の登録に関して適法な期間内に行われたときは、正当な例外事由のある場合には、死亡した者の身分についてのデータの記録は、省略する〔ことができる〕。

⑥ある者のデータは、のちの文書に基づいて、補充することができる。

〔すべて2010年改正規定〕

新・第16条（審査）

①身分登録官庁は、下記の事項を確認する：

- a. 同身分登録官庁が、管轄権を有するかどうか；
- b. 申し立てた者の同一性が証明されているか、およびその者が行為能力を有するかどうか。
- c. システムに表示されるデータ、および登録すべき届出が、正しく、完全で、最新の身分に基づいているかどうか。

②申立人は、必要な文書を提示しなければならない。提示された文書は、発効から6か月を経過したものであってはならない。そのような文書の入手が不可能であるか、または入手を期待できないことが明らかであるときは、例外として、〔発行の日付が〕より古い文書の提出を認めることができる。

③〔廃止〕スイスの市民権を有する者は、スイス〔が発行した〕文書を提示しなければならない。

④システムに登録されている〔身分登録に関する〕データは、文書で証明するには及ばない。

⑤身分登録官庁は、関係者に通知し、情報を

提供し、必要な追加の説明を指示し、さらに関係者に協力を要請することができる。

⑥外国人が、第15条a2項に基づいて、個人簿に調製されたときは、カントンは、監督官庁が文書を審査することができる旨を定めることができる。

⑦〔提示された〕文書が偽装または不正に使用されているという相当な疑いがあるときは、管轄権のあるカントンは、〔この文書を〕刑罰を執行する官庁に送達する。

〔6項は、2010年改正。1項c号、3項、4項、6項は、2006年改正規定〕

新・第16条a（正当性の確認）

①下記の場合には、第16条1項cに基づく表示の正当性についての書面による確認を請求することができる：

- a. 外国人の個人簿への調製の場合；
- b. システムにアクセスすることができない身分の審査の場合。

②正当性確認の受理の前に、身分登録官は、虚偽の登録の詐取のケイホウ得の效果に留意するものとする（刑法第253条）。〔証書の〕発行および受理は、無償とする。

③正当性確認は、身分登録官の面前で、関係者またはその者を代理する者が署名する〔ことによって行う〕。

④正当性確認〔書〕は、登録関係書類と証明資料とともに、保管する。

〔全文2010年改正。3項・4項は、草案に比べて、一部字句の銃声がなされた。筆者補注、2項に定める刑法の出典：SR 311.0〕

第17条（争いのない届出の証明）

①監督官庁は、個々の場合には、身分についての届出の証明を、身分登録官の面前での意思表示によって、以下の要件のもとで、認めることができる：

- a. 協力すべき者が、充分努力しても、必要とする証書を入手することができないか、入手を期待することができない旨を証明するという条件で；かつ、

b. 届出が、証拠書類と情報によれば、争いがない。

②身分登録官は、意思表示している者に対して、真実を述べるように促し、偽りの意思表示をすれば刑事罰を受ける旨を警告し、その者の署名を要求する。

③監督官庁が〔当該事柄につき〕管轄権を有しないと明言したときは、監督官庁は、正式の処分を行い、当該人物に対して、身分を確定するために、管轄裁判所に判断を委ねることを要請する。

（3項は、2006年改正規定である）

新・第18条（署名と認証）

①下記の事柄については、自筆で、かつ受理および登録につき権限を有する人の面前で、署名しなければならない：

- a. 認知についての同意（第11条4項）；
- b. 子を認知する旨の意思表示（第12条2項）；
- c. 婚姻前の氏についての意思表示（第12条2項）；
- d. 婚姻の裁判上の確定後の氏を称することについての意思表示（第13条2項）；
- e. 表示が真正であることの確認（第16条a）；
- f. 争いのない表示の証明のための意思表示（第17条）；
- g. 婚姻締結についての同意（第64条2項）；
- h. 婚姻締結のための要件についての意思表示（第65条1項）；
- i. 成婚手続を執行することについての確認（第71条4項）；
- j. 登録パートナー婚成立についての同意（第75条c2項）；
- k. 登録パートナー婚成立のための要件についての意思表示（第75条d1項）；
- l. 登録パートナーと一婚の成立についての意思表示（第75条k2項）。

②署名の準備をできた者が署名をすることができないときは、第4条または第5条により権限を有する公務員を通じて、書面で、その旨を

確認する。

③身分登録官は、本命令に定める場合には、身分登録官の面前で意思表示した者の署名を認証する。

〔3項を除き、すべて2010年改正。1項c号が、草案に比べて、字句修正がなされた〕

新・第18条a（確認）

①第4条または第5条に基づいて権限を有する公務員は、本令において規定される場合において、人の署名を確認する。同公務員は、その人の同一性について、直接、事前に、指示する。

②前項の公務員は、元の文書とコピーとの同一性を確認する。

③署名の真正さについて疑いがあるとき、または文書が管轄権を有する官庁により発行されたことについて明確でないときは、第1項の公務員は、国内外の管轄官庁を通じて、その確認を求めることができる。

〔全文とも2010年改正。1項で、草案に比べて、字句修正がなされた〕

第19条（身分データの登録の機関）

証明された身分登録のデータは、遅滞なく、登録しなければならない。

（2006年改正規定）

新・第19条a（誤り）

①官庁、とくに身分登録官庁は、監督官庁に〔記載の〕誤りを報告すべき義務を負う。

②関係各人は、監督官庁に〔記載の〕誤りを報告することができる。

③関係各人が誤って発行された文書を受け取ったときは、各人は、誤りの除去の前に、意見を聴取されなければならない。

〔全文とも、2010年改正。3項で、草案に比べて、一部字句修正がある〕

第2節 管轄

第20条（出生）

①出生は、出生が生じた身分登録領域で登録さ

れる。

②出生が〔乗り物の〕走行中に生じたときは、出生は、母が乗り物を下車した身分登録領域で登録される。

③捨て子の出生が発見地の身分登録領域で登録される；登録は、発見の、場所、時間、事情、子の性別、および子の推定年齢、身体的な特徴についての表示を含む。

④捨て子の、出自、出生地がのちに確定されたときは、3項にしたがって執行された登録は、監督官庁の処分に基づいて抹消され、新たに出生が登録される。

⑤航空機または船舶に乗船中に、出生および死亡事件を登録する管轄は、1960年1月22日付け航空機の機長の権利義務に関する命令第18条から第20条までの規定、および1953年9月23日付けスイスの旗下にある船舶に関する連邦法第56条の規定に従う。

〔全文とも2010年改正規定〕

新・第20条 a（死亡）

①死亡は、それが生じた身分領域で登録される。

②死亡が〔乗り物の〕走行中に生じたときは、死亡は、したいが発見された身分領域で登録される。死体が発見された時刻を死亡時刻とみなす。

③いつどこで死亡したかを確定されないときは、死体が発見された身分領域で死亡したものとみなす。死体が発見された時刻を、死亡時刻とみなす。

④死亡して発見された人が他の身分領域で死亡したことが確定されたときは、3項にしたがって執行された登録は、監督官庁の処分に基づいて抹消され、管轄身分登録官庁で、新たに死亡が登録される。死亡値および自暴時刻についての表示の訂正は、職権により、または証拠に争いがあるときは、裁判所の指示にしたがって留保される。

⑤ある人が相当な期間内に、同一性が確認されなかったときは、死亡および死亡時刻、または死体の発見、性別、推定年齢、身体的特徴、

および死亡または発見の事情についての表示が登録される。

⑥死亡している人の同一性が後に確定されたときは、3項にしたがって執行された登録は、監督官庁の処分に基づいてそのものに関わる事柄を補充して、新たに死亡が登録される。

〔全文とも2010年改正規定。3項－5項で、草案に比べて、字句修正あり〕

新・第20条 b（出生および死亡の特例）

①飛行機または船舶内で生じた、出生または死亡事件を登録する管轄権は、飛行機の貴重権利義務についての1960年1月22日付けの命令の第18条および第19条に、および1953年9月23日付け船舶法の第56条に従う。

②誰も死体を見ていないが、ある人の死亡が確実であるときは、死亡は、裁判所の処分に基づいて、推測される死亡地の身分領域で登録される。裁判所の処分に基づいて、当該裁判所の所在する地の、カントン法にしたがって管轄権を有する身分官庁が登録する（40条1項b）。

〔全文とも2010年改正規定。2項・3項で、草案に比べて、字句修正あり。筆者補注、1960年命令の出典：SR 748.225.1、1953年法の出典：SR 747.30〕

新・第21条（成婚手続および意思表示の受領）

①成婚手続きおよび登録パートナー婚の成立についての意思表示、子の認知についての意思表示、および裁判上の離婚後の氏の氏称についての意思表示の受領は、その公務を執行した身分官庁によって登録される。

②子の認知についての意思表示、裁判上の離婚後の氏の氏称についての意思表示の受領が、外国にあるスイスの代理機関によって受領されたときは、登録する管轄権については、第23条を準用する。

③裁判所での子の認知、または遺言認知は、裁判所の所在地の、または遺言が開封された地の身分登録官庁により、登録される。第2条2項bによる特別身分官庁管轄権は、この限りではない。

④第17条による、争いのない証拠についての意思表示は、外国人を身分登録簿に調製した身分登録官庁によって受領される。

〔全文とも2010年改正規定〕

第22条（国内の裁判所の判決、行政処分、帰化）

①国内裁判所の判決、行政処分、帰化は、それが出された〔地の〕カントンで登録する。

②連邦裁判所判決〔の場合〕は第一審裁判所の所在するカントンで、連邦の行政処分〔の場合〕は当該人物の本籍カントンで、登録する。

③国内〔事件の〕管轄は、カントン法で定める。

（フランス語版テキストでは、2項の修正がある。2005年法による）

新・第23条（外国判決および身分についての文書）

①外国判決および身分についての文書は、当該人物の本籍カントンの監督官庁の処分に基づいて、管轄権を有する身分登録官庁によって登録される。その者が複数のカントンにわたり本籍権を有するときは、外国判決または身分についての文書を提示した本籍カントンの監督官庁が判断する。

②外国判決および外国人の身分についての文書は、下記の場合には、監督官庁の処分に基づいて、管轄権を有する身分登録官庁により登録される。

- a. その文書がスイス市民権を有する者であって、家族法上の効力を有する場合は：その者の本籍カントンで；
- b. その者のデータがシステムにおいて引き出すことが可能であり、かつ管轄が〔前記〕aによれば脱落している場合：引き続き、より広い職務行為を行うべき住所地カントンまたは本籍カントンで；
- c. 管轄が〔前記〕aまたはbに従って脱落している場合：出生地カントンで。

③監督官庁は、1987年12月18日付け国際私法についての連邦法32条1項による処分にあたっては、外国で挙行された婚姻の締結または登録パートナー婚が、外国人の入国および滞在に付

いての規定を脱法する疑いがある旨の事実を、当該人物の滞在地の管轄権を有するカントンに所在する外国官庁に、報告する（VZEA法第82条2項・3項）。監督官庁は、解明および拒絶または承認の結果をも、前述の者に報告する。

④カントン法で、第2条2項aまたは3項による登録のための管轄を規定する〔ことができる〕。

〔全文とも、2010年改正。2項・3項で、草案に比べて、字句修正あり。87年連邦法の出典：SR 291，外国人滞在法の出典：SR 142. 201〕

第3節〔登録簿への〕記載

新・第24条（氏名）

①通常表示が許される範囲で（第80条）、氏は、身分証（Zivilstandsurkunden）に記載されるのと同じように記録し、そのような記載がないときは、他の標準となる証明書に記載されているように、記録する。

②その者が最初の婚姻締結の前に称していた家族名を、独身時の氏として記載する。

③家族名でも名でもない公的な氏は、「他の公的な氏」として記載する。

④氏は、省略、翻訳、順番の変更は認められない。

〔1項は、2010年改正〕

第25条（肩書と階級）

肩書および階級は、記載しない。

新・第26条（地名）

①下記は、事件地として登録する：

- a. スイスの公的な市町村表示に従ったスイスの市町村の名前；
- b. 外国の国名、または国際的な意味での地理上接する地域；都市名、都市の一部、村町、分割された地域は、それが標準的な証明で記載され、かつ第80条による標準的表示である限り、追加事項として、記載する。

②外国の地名は、標準表示（第80条）で許されるかぎり、基準となる証明書に書かれているのと同じように、記載する。

〔全文とも、2010年改正〕。

第27条（外国籍と無国籍）

下記のように記載する：

- a. その者がスイスの市民権を有しないときは、外国籍〔と〕；
- b. 無国籍。

第4節〔登録の〕終了

第28条（見出しなし）

①法的に有効な身分登録データは、登録終結という機能により行う。

②〔電磁記録データに〕アクセスする権限を有する身分登録官（79条）のみが、個人情報番号を用いて、〔登録を〕終了することができる。

第5節〔記録の〕統合

第29条（身分官庁による）

①民法43条による、身分登録事件、身分、および家族法上の関係、についてのデータの修正は、当該人物の最後の身分事件が登録されるカントンの監督官庁の管轄である。この監督官庁は、職権で、すべての訂正、抹消、新たな登録を行う。

②各身分登録官庁は、瑕疵あるデータが証明されたときは速やかに、職権で、かつ自己の責任で、不完全に登録されていくデータを補完する。

〔3項・4項は、2010年削除〕

第30条（裁判所による）

①第29条〔の場合〕を留保して、裁判所は、身分登録データの登録の統合について判断する（民法42条）。

②統合すべき、身分登録データの登録が職務領域で行われ、または行われるべき裁判所が、管轄権を有する。

第6節 証明資料（Belege, Pièces justificatives）

第31条（保管）

カントンは、身分登録データの証明資料の保管につき、配慮する（第7条）。

第32条（保管期間）

①証明資料は、50年間保管する。

②証明資料がマイクロフィルム化して、または電磁的記録装置に記録されるときは、証明資料は、10年を経過すれば、監督官庁の許可を得て、これを破棄することができる。

第33条（証明資料からの〔登録される〕データの開示）

①証明資料からのデータの開示は、データの公示に関する第6章の規定に従って行う。

②証明資料からの文書〔化〕は、身分登録官庁を通じて、権利者に返却することができる。上記の文書は、認証された複写で代えることができる。

第4章 報告義務

第1節 出生と死亡

新・第34条（出生）

出生の報告につき、〔下記の者が〕義務を負う：

- a. 子が病院、助産院、それと同等の施設で出生したときは、施設の長が；施設の長は、責任を負いつつ、共同者に報告を委ねることができる；
- b. 子が前記aの施設で生まれたのでない場合には、母の夫、父が子を認知しているときは、母との婚姻関係のない子の父、および母自身、その他、子の出生のおりに立ち会った者；
- c. 捨て子の場合には、カントン法により管轄権を有する官庁（第38条）；
- d. 出生が報告されていない場合は、出生を知った警察官庁。

〔全文とも、2010年改正。b号で、草案に比べて、字句修正あり〕

新・第34条a（死亡）

①次の場合には、〔下記の者が〕報告義務を負う：

- a. 人が病院、ハイム、またはそれと同等の施設で死亡した場合には、施設の長は、責任を負いつつ、共同者に報告をゆだねること

ができる；

- b. 人が前記 a の施設で死亡したのではない場合には、寡婦や寡夫、生存するパートナー婚の配偶者、〔死者の〕近親者または同じ世帯で生活していた者、その他、死亡のさいに現場に居合わせた者、死体を発見した者が；
- c. 死亡事件が報告されていない場合には、死亡事件をした警察官庁。

②第2項bにより報告義務を負う者は、第三者に書面により死亡報告をゆだねることができる。

③〔身元〕不明者の死亡のさい居合わせた者、または不明者の死体を発見した者は、遅滞なく、警察官庁に届け出なければならない。

〔全文とも、2010年改正。1項で、草案に比べ、字句修正あり〕

新・第35条（管轄官庁、報告の形式と期限）

①〔前項の〕報告義務者は、死亡事件については2日以内に、出生については3日以内に、書面または口頭で、報告しなければならない。

②身分登録官は、〔前項の定めより〕遅れた報告も受理する。出生または死亡と報告との間に、30日以上の間隔があるときは、身分登録官は、監督官庁の指示を要請する。

③身分登録官は、報告義務を適時に履行しなかった者を、監督官庁に告発する（第91条2項）。

新④カントン法で、次のこと、すなわち第34条a2項による義務を負う者は、死亡した者の住所地の市町村の官庁を通じて、死亡を届け出ることができる旨を定めることができる。報告義務を負う者によって認められた報告は、管轄身分官庁に、遅滞なく、かつ原本を送達しなければならない。

⑤死亡または死産が報告されたときは、医師の証明書を添付しなければならない。

〔4項の改正。筆者註記：3項では、91条と他の条文が登場するが、これは筆者が付加したものではなく、本命令の原典に明記されている条数である。以下、同様である〕

第36条（埋葬）

①死亡または死体発見の報告がなされた後に、死体の埋葬または埋葬の許可書が発行される。

②例外的な場合には、死亡事件の報告の確認書がカントン法において権限を有する官庁に届いていないときでも、同官庁は、埋葬を許可し、または埋葬許可書を発行することができる。この場合には、〔上記の官庁は〕遅滞なく、身分登録官庁に報告しなければならない。

③埋葬または報告前に埋葬許可書の発行が、官庁の許可なく行われたときは、監督官庁の許可を得なければ、登録を行うことができない。

第37条（子の名前）

①両親が婚姻しているときは、両親が子の名前を決定する。両親が婚姻していないときは、両親が父母の監護権を共同で行使していないかぎり、母が子の名前を決定する。

②〔子の〕名前は、出生届と同時に、身分登録官に届け出なければならない。

③名前が、子の利益に反することが明らかであるときは、身分登録官は、名前〔の届出〕を受理しない。

第38条（捨て子）

①出自の知らない子を発見した者は、カントン法に基づき権限を有する官庁に通知しなければならない。

②捨て子の出自または出生地がのちに確定されたときは、その旨を、監督官庁の処分に基づいて、登録しなければならない。

第2節 外国での事件、意思表示、判決（←2010年削除）

新・第39条（外国判決および証明書）

①スイス人および、スイス人と家族法上の関係にあり、またはスイスに住所地を有する外国籍の者は、相応な文書を添えて、身分についての外国判決および文書を、スイスの身分登録官庁に、報告しなければならない。

②外国に住所を有する者は、スイスの代理機関を通じて、第1項に基づく報告義務を履行す

る。

〔2010年改正〕

第39条（見出しなし）

スイス国籍の者または、スイス人と家族法上の関係にある者は、身分に係わる外国での事件、意思表示、判決を、外国に所在するスイスの代理機関に届出なければならない。

第5章 官庁の報告義務

第40条（裁判所）

①裁判所は、以下の判断を行う：

- a. 出生および死亡の確定；
- b. 婚姻の確認；
- c. 失踪の宣告およびその取消；
- d. 離婚（民111条以下）および婚姻無効宣告（民104条以下）；
- e. 氏名に係わる事柄（民29条・30条）；
- f. 父性の確定（民261条）；
- g. 母の夫との〔嫡出〕親子関係の否認（民256条）；
- h. 認知の取消（民259条2項・260条a）；
- i. 養子縁組の取消（民269条以下）；
- j. 性の変更；
- k. 身分登録データの把握および、その処理。
・職権による通知義務は、子の出生前に行われた認知をも含む（民260条3項）。

〔2006年法による改正規定〕第40条

・裁判所は、以下の判断を行う；

- k. 身分の確定、および身分データの修正と抹消（民42条）；
- l. 登録パートナー婚の確定；
- m. 登録パートナー婚の解消（パートナー婚法29条以下）および、その無効宣告（同9条以下）。

新・第41条（行政官庁）

行政官庁は、以下の処分を報告する：

- a. ゲマインデの市民権およびカントンの市民権の取得と喪失；
- b. スイス国籍の取得と喪失；

c. 名の変更（民30条1項・2項）；

d. 市民権変更に伴う名の変更（民271条3項）；

e. 行政官庁は、下記の処分を報告する：

市民権の確定(1952年9月29日付け市民権法の第9条1項)。

〔e号は2010年改正。筆者補注，市民権法の出典：SR 141〕

第42条（その他の場合）

①カントン法により管轄権を有する裁判所および行政官庁は、以下の判断および処分につき〔次条の官庁へ〕報告する：

- a. 養子縁組（民264条以下）；
- b. 遺言による子の認知（民263条3項）；
- c. 成年被後見の宣告およびその取消（民368条以下・431条以下）；
- d. データの公示の停止および停止の廃止（第46条）。

②第1項b号による報告は、遺言の写しの形式で、遺言を開封した官庁（民557条1項）が行う。

〔1項およびdは2010年改正〕

第43条（管轄官庁、報告の形式、期間）

新①報告は、裁判所または行政官庁の所在地の監督官庁に対して行う。監督官庁は、登録につき管轄権を有する身分官庁に対して、報告する。

②連邦裁判所判決は、第一審裁判所の所在する監督官庁へ、また、連邦の行政処分は、当該人物の本籍カントンの監督官庁へ、報告しなければならない。

③カントン法により、〔報告すべき〕その他の官庁を表示しているときは（2条）、第1項および第2項に定める報告は、直接その官庁に対して行わなければならない。

④裁判所は、さらに〔下記の官庁に〕、判断〔の内容〕および裁判所で行われた子の認知につき、報告する：

- a. 未成年者の住所地の後見官庁へ（第40条1項c号、既婚者の場合には、さらにd号、

g号, h号およびi号) ;

b. 子の出生時点での, 母の住所地の後見官庁に (40条1項f号・2項)。

⑤報告は, 判決が確定したのちに遅滞なく行う。報告には, 身分登録文書に基づく完全な身分データ, 処分 [の内容], および [判決の] 確定した日付を記載した抄録を添える。

⑥報告がコピーの形式で行われたときは, 報告を行う官公庁は, オリジナル文書との一致を確認する。

[1項, 4項および同b号および6項は, 2010年改正。草案に比べると, 4項本文の修正あり。5項は2006年改正法による規定]。

第6章 データの通知

新・第44条 (通知の守秘義務)

①身分登録官庁で活動する者は, 身分登録データについて守秘すべき義務を負う。守秘義務は, 労務関係が終了した後でも, 存続する。

②特別な規定に基づいて, 身分データの通知する場合は, この限りではない。

③身分登録データについては, 保存期間は50年とする。

④保存期間は, 第28条2項による適法な登録のときから始まり, 該当人物の死亡後3年で終了する。

[3項・4項は2010年新設]

新・第44条a (公示についての管轄)

①職権による公示は, 登録を執行している身分登録官庁の管轄とする。

②要請に基づく身分登録文書の発行は, 下記の身分登録官庁の管轄とする:

a. 身分事件についての文書は, 選考する登録を行った身分登録官庁が発行する;

b. 身分および家族状況についての証明書は, 本籍地の身分登録官庁が, または, そのものがスイスの市民権を有しないときは, 住所地, 滞在地, または最後の住所地の身分登録官庁が発行する;

c. 家族証書および登録パートナー婚証書は, 当該人物に係わる最後の出来事を登録した身分

登録官庁が, 発行, 更新または補充する。

d. 紙媒体で執行している身分事件の抄本は, 登録簿を保管している身分登録官庁が発行する。

[2010年改正規定]

新・第45条 (通知の要件)

① [2010年廃止]。

②適法に登録されていない (第28条), または訂正すべき (29条・30条), または遮断すべき (46条) 身分データは, 監督官庁の承認をえなければ, 公表することができない。

新・第46条 (通知の遮断)

①監督官庁は, 下記に基づき, 身分データの公示を停止する:

a. 裁判所の処分に基づいて;

b. 特別措置としての裁判所の決定に基づいて; 提示された法的手段は延期的効力を有しない。

②遮断すべき要件が欠ける場合には, 監督官庁は, 遮断の廃止を命じる。

③実親の同一性についての情報を求める養子の権利は (民268条c), この限りではない。

[1項b号およびc号は, 2010年改正]

新・第46条a ([データ] 使用の停止)

①監督官庁は, 監督官庁が, 偽りの身分を詐取する危険を認識したときは, [発行を] 要求された身分データの使用を停止する。

②監督官庁は, 乱用的なデータの使用を排除できるときは, 停止を廃止する。

[全文とも, 2010年改正]

第47条 (公示の形式)

①身分事件, 身分上の事実および身分データは, そのために定められた身分書式に基づいて公示される (第6条)。

②書式が定められていない, またはその [書式の] 使用が合目的でないときは, [下記の方法で] 公示を行う:

a. 書面による確認または証明書によって;

- b. 紙媒体の形式で執行される身分登録簿からのコピーにより；
- c. 証明資料の、認証されたコピーにより；
- d. 連邦法の特別法の規定によるZASの請求に基づいて；
- e. 真正している人文が同一人物であることの疑いがないときは、身分登録官庁および監督官庁への口頭で〔の要請により〕。

③文書には、日付を記入し、それに身分登録官が署名し、文書の正当性を証明し、かつ公印を押さなければならない。

④身分登録制度外の官庁による呼びだし手続での、個人簿に示されたデータへのアクセスは、民法第43条aの規定に従う。

〔全文とも、2010年改正〕

第2款 職権による公示（2010年新設）

第48条（証拠力）

第47条の書類は、身分登録データから抽出されたデータ媒体（身分登録および証明書）と同様の証明力を有する。

新・第48条a（公示の時期）

職権による公示は、遅滞なく行う。

〔2010年改正規定〕

第3節 職権による通知

（← タイトルのみ2010年削除）

第49条（住所地または滞在地の市町村官庁へ）

①登録について管轄権を有する身分登録官庁は、住民登録簿の執行のため、下記の事柄を、当該人物の住所地または滞在地の市町村官庁に報告する：

- a. 出生および死亡を；
- b. 氏、身分、および市民権を；
- c. 身分データの訂正を。

②報告が当該人物の中央和解所により示されているときは、各報告には、A H V保険書番号、をも含むものとする（第8条a）。

③データの引き渡しは、自動的に、かつ連邦の、中央情報局および情報伝達局についての電磁的形式で、または間違った連結の場合には紙

媒体の形式で行う。

〔全文とも、2010年改正。1項は、草案に比べて修正あり〕

新・第49条 a（本籍地の身分登録官へ〔の報告〕）

①登録につき管轄権を有する身分登録官庁は、従前の本籍地の身分登録官庁に、帰化による市町村市民権の取得を報告する。

②ある人が、本籍地で市民権および団体権を保有するが、本籍カントンにそれを請求したときは、登録につき管轄権を有する身分登録官庁は、当該人物の本籍地の身分登録官庁に、下記の事項を報告する：

- a. 出生および死亡を；
- b. 氏、身分、および市民権の変更を；
- c. 身分データの訂正を。

〔全文とも、2010年改正〕

新・第50条（後見官庁へ）

①登録の権限を有する身分登録官庁は、下記の事柄を、後見官庁に報告する：

- a. 両親が婚姻していない子の出生および子の死亡、後者は、それが、出生後1年以内に生じ、かつその時点で父との父子関係が存在しない限りで；
- b. 母の夫の、死亡または失踪宣告から300日以内に生まれた子の出生；
- c. 未成年の子の認知；
- d. 父母の監護権を行使する父母の一方の死亡；
- e. 捨て子の発見；
- f. 外国での子の養子縁組を。

②報告は、下記の後見官庁に対して行う：

- a. 子の出生したときの母の住所地〔の後見官庁へ〕（1項a号・b号）；
- b. 子の住所地〔の後見官庁へ〕（1項b号・d号、f号）
- c. 〔捨て子の〕発見地（1項e号）。

〔1項fの新設および2項bは2010年改正〕

新・第51条（難民〔保護〕官庁へ）

①登録につき権限を有する身分登録官庁は、

避難所を求め、一時的に収容され、または難民と認定された人に係る身分事件につき、難民保護官庁に報告する：

- a. 出生；
- b. 子の認知；
- c. 成婚手続；
- d. 死亡事件。

第51条（難民保護官庁へ）

登録につき管轄権を有する身分登録官庁は、連邦官庁に、避難所を求め、暫定的に認められた、または難民と認められた者に係る入国につき、難民保護官庁に、以下の身分事件を報告する：

- a. 出生；
- b. 子の認知；
- c. 成婚手続；
- d. 死亡事件；
- e. 登録パートナー婚。

第52条（連邦統計局へ）

連邦統計局〔への報告に〕は、連邦の統計上の調査の執行についての1993年6月30日付け命令にしたがった、統計上の表示を含む。

〔揭示される「命令」の出所：SR 431.012.1〕

新・第53条（AHV官庁へ）

①登録につき管轄権を有する身分登録官庁は、各人のために、ZASに報告する：

- a. 出生のさい（第15条1項）または身分登録簿へののちの調製のさいには（第15条2項）、第8条a1号、c、d、e1号・3号、f、l、m、n1号によるデータを；
- b. AHVに係わる、報告されたデータの変更；
- c. 行方不明者または死者の場合には、第8条a1号、c、d、e1号・3号、f、g、l、m、n1号によるデータを

②データは、自動的にかつ電磁的方式で引き渡される。

〔2010年改正〕

第54条（外国官庁へ）

①外国官庁へは、国際協定でその旨を定めているときは、国籍についての身分データを報告する。

②そのような協定がないときは、報告は、原則として、権限ある者を通じてのみ行う（第59条）。例外的場合においては、外国官庁の申し出に基づいて、職権により、抄本の送達を行う（第61条）。

③第1項に基づく報告については、国際協定で別段の規則が定められていない限り、身分登録官庁が、外国の代理機関のもとで担当する身分制度のための連邦官庁に対して、直接、報告する。

〔3項の規定につき、2005年に、フランス語テキストのみ改正がある〕

第55条（外国の代理機関への死亡報告）

①死亡地の身分登録官庁は、領事領域内で生じた死亡事件につき、外国籍の人の、身分登録官庁が登録した、すべての死亡事件について、本国の代理機関に報告する（領事関係についての1963年4月24日付けウィーン協定第37条a）。

②報告は遅滞なく行い、かつ可能ならば、以下の記述を含むものとする：

- a. 家族名；
- b. 名前；
- c. 性別；
- d. 出生の場所と日付；
- e. 死亡の場所と日付。

〔揭示される協定の出所：SR 0.191.02〕

第56条（その他の機関へ）

①連邦法およびカントン法に基づく、その余の通知義務および報告義務は、これを留保する。

②市民権および団体権をもつ者は、権限を有するカントンの機関の記述に基づいて、登録簿には、そのようなものと表示する。

③通知または報告を受けた官庁にも、秘密保持の原則を適用する。

（2項・3項は、2005年改正規定）

第57条（身分事件の公表・公開）〔2010年全文削除〕

c. 成婚手続については、花嫁または花婿から。

第3節 照会に基づく通知

第58条（裁判所または行政官庁へ）

身分登録官庁は、スイスの裁判所および行政官庁に、それらの法律上の任務を履行するうえで必要な身分データを、請求があれば、通知する義務を負う。

第59条（私人へ）

直接かつ保護に値する利益を証明した者は、その者が直接入手ができないとき、または入手を期待することができないことが明らかとなきには、身分データを知らされる（権利を有する）。

新・第60条（研究者へ）

①身分データは、データの入手が当該研究者にとり可能でない、または入手を期待できないことが明らかであるときは、研究者に提示することができる。

②公示は、データ保護の要請にしたがって行われる；とくに研究者には、下記の義務がある：

1. 目的上、修正が許される限度で、データを匿名化すること；

2. データを〔他に〕転送するには、身分登録官の同意を得ること；

3. 成果を公表するにさいしては、当該人物が特定されないという保証をすること。

③公示が研究を目的として行われるときは、成果は、当該人物の同意を得た場合のみ、公表することができる；同意は、研究者〔自身で〕得ることを要する。

〔2010年改正〕

第61条（外国官庁へ）

①国際的な協定が存在するときは（第54条）、例外的に、外国の代理機関の要請に応じて、身分データを、通知することができる。

②前項の要請は、身分制度のための連邦官庁に対して行わなければならない。

③外国の代理機関は、下記のことを証明しなければならない：

a. 当該機関が、権限を有する者を通じて〔入手につき〕十分に努力したにもかかわらず、望む情報を入手することができなかったことを；

b. 権限を有する者が、とくにスイスまたは外国の法上の規定に気付かずに、相当な理由もなく通知を拒絶したことを；

c. 当該機関にとって、スイスのデータ保護上の規定と同様のそれと評価できることを。

d. 通知することが〔外国との〕互惠主義の原則に合致することを。

④前項の証明がなされたとき、または領事関係についての1963年4月24日付けウィーン協定の締結国の官庁を通じて要求された、その国の国籍に属する人の死亡証書であるときは、身分制度のための連邦官庁は、望まれる〔情報の〕抄録につき、〔情報の通知を〕直接、身分登録官庁に命じる。身分登録官庁は、その文書を、外国の代理機関のものと連邦官庁に直接知らせる。

⑤〔これらに要する〕料金は発生しない。

〔4項に掲示される「協定」の出所：前掲51条でのメモを参照〕

第7章 婚姻締結の準備および成婚手続

第62条（管轄）

①準備手続の執行については、下記の官庁が権限を有する：

a. 花嫁または花婿のスイスでの住所地の身分登録官庁；

b. 約婚者双方が外国に居住するときは、成婚手続を執行すべき身分登録官庁。

②事後の住所の変更があっても、〔前項に定める〕管轄の変更を生ぜしめることはない。

③〔2004年令では、下記の3項は存在しない〕

約婚者の一方が死亡の危険に瀕しているときは、身分登録官は、医師の確認書に基づいて、

その者の滞在地において、準備手続を執行し、かつ成婚手続を行うことができる。

(3項は、2006年改正規定)

新・第63条 (申請の到達)

①約婚者は、準備手続の執行を求める申請書を、管轄身分登録官庁に提出する。

・②外国に滞在する約婚者は、権限を有するスイスの代理機関を通じて申請書を提出することができる。

〔2006年法による規定〕第63条

〔改正の対象は、イタリア語テキストのみである。内容省略〕。

第64条 (〔提出〕文書)

①約婚者は、いずれの場合にも、以下の文書を添付する：

- a. 現実の住所についての証明書；
- b. 出生、性別、名前、出自、民事身分（婚姻していたかつての婚約者：婚姻解消の日付）および本籍地、国籍についての文書；
- c. 〔約婚者〕2人の子どもの、出生、性別、名前についての文書。

②成年被後見人は、その法定代理人の書面による同意を得ることを要する。同意する者は、代理権〔の存在を〕証明しなければならない。署名は認証される。

③約婚者双方が外国籍の者で、かつスイス法によれば、婚姻締結の要件（民94条-96条）を欠いているときは、約婚者双方は、その他に、約婚者双方または一方の、本国の婚姻承認宣言書、および監督官庁の承認（74条）を添付する。

〔2項は2010年改正〕

〔2006年の改正規定が存在する〕 第64条
約婚者は、申請書に、以下の文書を添付する：

- b. システムにおいて現実の身分についての表示が、いまだ登録されていないとき、または引き出されたデータが正しくない、完全

ではない、または最新の状態を反映していないときは、出生、性別、名前、出自、民事身分（婚姻またはパートナー婚関係にあったかつての婚約者：婚姻解消またはパートナー婚を解消した日付）および本籍地、国籍についての文書；

- c. システムにおいて親子関係が、いまだ登録されていないとき、または引き出されたデータが正しくない、完全ではない、または最新の状態を反映していないときは、2人の子どもの、出生、性別、名前についての文書。

第65条 (意思表示)

①約婚者双方は、身分登録官の面前で、下記の意思表示を行う：

- a. 〔約婚手続の〕申請書および提出された文書の記載が、最新のものであり、完全かつ正しいことを；
- b. 約婚者双方とも、後見に服していないこと；
- c. 約婚者双方とも、出自上や養子縁組によって、直系親族でなく、兄弟姉妹や半血の兄弟姉妹の関係にもないこと；
- d. 約婚者双方とも、既婚者であることを隠していないこと。

①bis 身分登録官は、婚姻の締結は自由意思を前提とする旨を約婚者に留意させる。

②身分登録官は、約婚者双方に対して、真実を述べるように促し、偽りの意思表示をすれば刑に処せられる旨を告げ、かつ約婚者の署名〔が真実である旨〕を認定する。

〔1項Cの規定は、2005年による改正規定である〕

③正当な事由があれば、1項の意思表示は、職務室外で受領することができる。

〔1項bisおよび3項は2010年改正。1項e号は2005年改正規定〕

第66条 (申請の審査)

①身分登録官庁は、第16条に基づき、審査を行う。

②さらに、下記につき、審査を行う：

- a. 申請書が正しい書式で提出されているか否かを；
- b. 必要な文書の提出と、意思表示がなされているか否かを；
- c. 約婚者双方の婚姻能力が確実であるか否かを；
- d. 婚姻障碍が存在しないか否かを。
- e. スイス市民でない約婚者は、準備手続の間、スイスでの滞在の正当性を証明しなければならない。（民法98条4項）。

③身分登録官庁は、中央入国情報システムに基づいて、滞在の正当性を審査する。疑わしい場合には、身分登録官庁は、右正当性を、約婚者の住所地または滞在地の管轄権を有する外国人官庁に照会することにより、審査することができる。

〔2項e号および3項は2010年に改正。草案に比べると、e号・3項が追加されている。ちなみに、下記は、2006年法による規定は、下記のごとくである〕

〔2006年法による規定〕第66条

②さらに、以下の審査を行う：

- d. 婚姻障碍が存在しないこと（民第95条・第96条、パートナー婚法第26条：血族関係、既存の婚姻または登録パートナー婚により生ずる婚姻障碍が存在しないこと）

新・第67条（準備手続の終結）

①身分登録官は、準備手続の結果を確定する。

②すべての婚姻の要件が満たされているときは、身分登録官庁は、約婚者双方に、成婚手続を行うことができる旨の決定を、書面により通知する。身分登録官庁は、成婚手続の執行の内容を打ち合わせるか、または約婚者に、約婚者を選んだ身分登録官庁に赴くように指示する。

③婚姻の要件が満たされていないとき、または著しい疑いがあるときは、身分登録官庁は、成婚手続〔の執行〕を拒絶する。

④婚姻締結拒絶についての身分登録官の決定は、約婚者に書面によって通知する；決定には、

法的救済手段についての案内を含む。

⑤身分登録官庁は、当該人物の滞在地の外国人官庁に、スイスでの滞在の正当性を報告しなかった約婚者の同一性を報告する。

〔2010年改正〕

第68条（期間）

①準備手続の積極的な結果についての決定の通知を受けてから、早くも10日以内、遅くとも3ヵ月以内に、成婚手続を行う。

②約婚者の双方または一方が、死の危険に瀕している、または10日という期間を遵守しては成婚手続を行うことができない虞れがあるときは、準備手続を行った、または成婚手続を行うために選んだ身分登録区域の身分登録官は、例外的な確認に基づいて、期間を短縮するか、または成婚手続を遅滞なく挙行することができる。

新・第69条（協力）

①約婚者が準備手続において管轄権のある身分登録官庁にみずから出頭することができないことが明らかなときは、第65条の1項の意思表示の受領は、滞在地の身分登録官庁の協力を要請することができる。

②外国に滞在する約婚者は、第65条1項の意思表示を、スイスの代理機関のもとで行うことができる。正当な例外事情があるときは、意思表示は、身分登録官の同意を得て、署名を認証した外国の公証人のもとでも、行うことができる。

第2節 成婚手続

第70条（場所）

①成婚手続は、約婚者を選んだ身分登録区域に所在する成婚手続地において行う（第67条2項）。

②約婚者が成婚手続地に赴くことが期待できないことが明かである旨を約婚者が証明したときは、身分登録官は、他の地域での成婚手続を執行することができる。

〔2006年法による改正規定〕

準備手続が他の民事身分領域において実施されたときは、約婚者は、成婚手続許可証明書を提示しなければならない。

第71条（成婚手続の形式）

①成婚手続は公開で行い、2人の成年と、判断能力を有する証人の臨席のもとで行う。証人は、約婚者が用意しなければならない。

②成婚手続は、身分登録官が、花嫁および花婿に対して、個別につぎの質問をすることにより、執行する；

「N.N., あなたに問う、あなたは、M.M.と婚姻することを欲するか」、

「M.M., あなたに問う、あなたは、N.N.と婚姻することを欲するか」

③双方ともに、この問いに肯定する答をしたときは、身分登録官は、つぎのように宣言する：

「あなたたち2人ともに、私の問いに対して肯定的に答えたので、あなたたちの婚姻は、双方の合意により成立した」と。

④夫婦、証人、および身分登録官は、成婚手続が終了した後、速やかに、成婚手続を登録するために用意された証明文書に署名する。

第72条（組織面での特則）

①身分登録官は、秩序維持の理由から、〔成婚手続に〕参列する人の数を制限することができる。妨害する者は、排除される。

②すべての約婚者が同意しているときには、複数のカップルが同時に成婚手続をすることができる。

③日曜日、および身分登録官庁の職務地での通常の祝祭日には、成婚手続を行わない。

第3節 外国籍の者との婚姻の締結

第73条（外国での住所）

①監督官庁は、双方ともスイスに居住していない外国人約婚者同士の婚姻締結の申請を求める申請につき、判断する（国際私法第4条2項）。

②申請は、成婚手続を挙行すべき身分登録官庁に提出する。下記文書を添付しなければならない

ない：

a. 約婚者双方の本国または居住地国の発行した婚姻承認宣言書（国際私法第43条2項）；

b. 第74条の承認書のほかに、第64条に基づく文書。

③申請の決定と同時に、監督官庁は、約婚者の双方または一方の本国法に基づく婚姻の承認について（第74条）、および準備手続の書面による執行について、判断する（第69条）。

〔本条所掲の「連邦法」の出所：SR 291〕

第74条（外国法による婚姻要件）

スイス法（民94-96条）によれば、外国国籍の者同士の婚姻締結の要件が、満たされていない場合において、約婚者の双方または一方の本国法の〔婚姻締結の〕要件によれば、婚姻を締結することができ、かつその婚姻がスイスの公序と抵触しないときは、監督官庁が婚姻の締結を承認する（国際私法第4条2項）。

〔本条所掲の「連邦法」の出所：SR 291〕

新・第74条 a（移民法の脱法）

①婚姻準備手続または成婚手続について管轄権を有する身分登録官は、花嫁または花婿が、生活共同体を創設していず、外国人としての〔スイスでの〕入学や滞在についての規定を迂回しようとしていることが明らかとなるときは、申請に基づく手続を開始しない（民法第97条 a）。

②身分登録官は、約婚者から個別に意見を聞く。例外的に、事態の解明により役立つと思われるときは、約婚者〔双方〕を同席で意見を聴取する。約婚者は、書類を提出することができる。

③身分登録官は、入国管理当局のファイルを要求することができる；身分登録官は、他の官庁または第三者から、情報を入手することができる。

④官庁は、無償かつ遅滞なく、情報を提供しなければならない。

⑤約婚者からの意見聴取および口頭または電話で入手した情報を記録する。

⑥身分登録官は、婚姻準備手続を求める申請に基づいて、開始されなかった、または成婚手続が拒絶された旨の決定を、下記の者に報告する：

- a. 約婚者へ；決定は、法的手段（異議申立？）の指示を含むものとする；
- b. 本籍カントンの監督官庁へ；
- c. 住所地カントンの監督官庁へ。

⑦身分登録官庁は、意図するまたは行われた婚姻締結に関連して、外国人の入国および滞在の脱法を疑わせる事実および認識を、当該人物の滞在地にあるカントンの外国官庁に報告する（VZAE 第82条2項・項）。身分登録官庁は、調査の結果、決定、申請の取下げについて報告する。

〔6項・7項が改正規定。筆者補注、VZAE法の出典：SR 142.201〕

第4節 婚姻能力証明書

第75条（見出しなし）

①外国にいるスイス市民権を有する者の、成婚手続を挙行するために必要な婚姻能力証明書は、約婚者双方からの申請に基づいて、交付される。

②管轄および手続については、スイスでの準備手続についての規定を準用する（第62条－第67条および第69条）。スイスに住所が存在しないときは、花嫁または花婿の本籍地の身分登録官庁が管轄権を有する。

第7章 a パートナー婚

〔本章の規定は全文、2006年改正規定である〕

第1節 事前審査手続

新・第75条 a（管轄）

①下記の官庁が、事前審査手続を執行する管轄権を有する：

- a. パートナー婚のいずれか一方の、スイスでの住所地の身分登録官庁；
- b. 両当事者が外国に居住し、かつ、いずれか一方がスイスの市民権を有するときは、〔パートナー婚の〕登録を執行すべき身分登録官庁。

②のちに住所地が変更されたときも、いったん生じた〔上記の〕管轄は変わることがない。

③パートナー婚の一方が、死の危険に瀕しているときは、この者の滞在地の身分登録官は、医師による確認に基づいて、事前審査手続を執行し、パートナー婚の登録を行う。

第75条 b（申請）

①パートナー双方は、管轄身分登録官庁に、申請する。

②第75条 a により、スイスの官庁が管轄権を有するときは、外国に滞在するパートナーの一方は、管轄権を有するスイスの在外公館に、申請する。

新・第75条 c（〔添付〕文書）

①各パートナーは、申請書に、以下の文書を添付する：

- a. 現住所の証明書；
- b. 出生、性別、氏名、出自、民事身分（パートナー婚または法律婚をしたことのある者は、パートナー婚または法律婚を解消した日付）、さらに、〔添付書類に〕記された身分の表示が明らかでない場合、または表示されるデータが正しくない、完全でない、最新の身分を反映していないときは、本籍地、国籍、を証する文書〔も〕。

②成年被後見人は、その法定代理人の書面による同意を得ることを要する。同意する者は、代理権〔の存在〕を証明しなければならない。署名は認証される。

③スイスの市民権を有しないパートナーは、登録パートナー婚の登録を予定するときまで、スイスに滞在する正当性を証する書面を提示する〔ものとする〕。

〔3項は2010年追加規定〕

第75条 d（意思表示）

①パートナー双方は、身分登録官の面前で、下記の意思表示をする：

- a. 申請書の記載および最新の身分を示す文書が、完全かつ正当であることを；

- b. パートナー双方が、後見に服していないことを；
- c. パートナー双方が、おたがいが現実の出自により、または養子縁組により、直系の親族関係にはないこと、および兄弟姉妹の関係にも半血の兄弟姉妹の関係にもないことを；
- d. パートナー双方とも、パートナー婚や法律婚の関係にはないこと。

①bis 身分登録官は、婚姻の締結は自由意思を前提とする旨を、パートナー婚の当事者に留意させる。

②身分登録官庁は、パートナー双方に対して、真実を述べるように勧告し、偽りの意思表示をすれば刑事罰が科される旨を通告し、かれらの署名を〔正しいと〕保証する。

③正当な事由があれば、1項の意思表示は、職務室外で受領することができる。

〔1項および3項は2010年改正〕

新・第75条 e（申請の審査）

①身分登録官は、第16条に従って、〔下記の事項を〕審査する。

②その他、下記についても、審査する：

- a. 申請が適法な形式で申立てられているか否かを；
- b. 必要な文書が提示され、必要な意思表示がなされたか否かを；
- c. 登録パートナー婚を登録する要件が満たされているか否か（本法3条、4条、26条）：すなわち、〔人の〕同一性、判断能力、法定代理人の同意、〔当事者が〕親族関係（にあったり）、〔他の者との〕パートナー関係や婚姻関係が存在するなどの登録障碍がないことを）；
- d. スイスの市民ではないパートナー婚当事者は、予備手続のあいだ、スイスでの滞在の適法性を証明したか否かを（登録パートナー婚法5条4項）。

③身分登録官庁は、中央入国情報システムに基づいて滞在の適法性を審査する。疑わしい場合には、身分登録官庁は、上記の正当性を、パ

ートナー婚当事者の住所地または滞在地の管轄権を有する外国人官庁に照会することにより、審査することができる。同官庁は、無償かつ遅滞なく情報を提供する義務がある。

〔2項dと3項は2010年新設規定。草案には上記の規定は存在しない〕

第75条 f（事前審査手続の終結）

①身分登録官庁は、事前審査手続の結果を確認する。

②すべての要件が満たされているとき、かつスイスの市民ではないパートナー婚当事者が、スイスでの滞在の適法性を証明したときは、身分登録官庁は、パートナー双方に、〔パートナー婚を〕登録することができる旨（の）決定を行う。身分登録官庁は、実施する期日を決め、身分登録官庁が登録のために選んだ身分登録官庁への出頭を当事者に通告する。

③すべての要件が満たされていないか、または著しい疑いがあるときは、身分登録官は、〔身分登録簿への〕登録を拒絶する。

④パートナー婚の登録についての身分登録官の決定は、書面でパートナー婚当事者に通知される。それには、法的救済手段を含む。

⑤身分登録官庁は、当該人物の滞在地に所在する管轄権を有する外国人官庁に、スイスでの滞在の適法性を証明できなかったパートナー婚当事者の同一性を報告する。

〔全文とも2010年新設規定。草案には上記の規定は存在しない〕

第75条 g（登録の時期）

登録パートナー婚の公証は、事前審査手続において肯定的な〔審査〕結果が得られた旨の決定の報告を受けたあと、直ちに行うことができ、前記決定ののち遅くとも3か月以内に行わなければならない。

新・第75条 h（事前審査手続の、完全な書面による執行）

①パートナー婚当事者が準備手続において、管轄権のある身分登録官庁に、みずから出頭することができないことが明らかとなるときは、第75

条d 1項の意思表示の受領は、滞在地の身分登録官庁の協力を要請することができる。

〔全文とも2010年改正〕

②外国に滞在する約婚者は、第75条d 1項の意思表示を、スイスの代理機関のもとで行うことができる。正当な例外事情があるときは、意思表示は、身分登録官の同意を得て、署名を認証した外国の公証人のもとでも、行うことができる。

新・第2節 登録パートナー婚の成立

〔本節の規定は、すべて2006年新設〕

新・第75条 i（場所）

①パートナー婚の成立は、パートナー婚の当事者が選んだ身分登録官の執務室で行う（第75条f 2項）。

②パートナー婚当事者が、彼らにとって、執務室に赴くことができないことが明らかである旨を証明したときは、身分登録官は、パートナー婚の成立についての意思表示を、他の場所で受領することができる。

③事前手続きが他の身分領域で行われていたときは、パートナー婚成立についての権限が提示されなければならない。

新・第75条 k（成立の方式）

①パートナー婚の成立についての意思表示の受領は、公開で行われる。

②身分登録官は、登録パートナー婚の成立を欲する旨の、パートナー婚当事者双方の一致した意思表示を受領し、パートナー婚当事者双方に、パートナー婚証書に署名させ、それに続いて身分登録官が登録する。

〔見出しおよび1項・2項とも2010年改正〕

新・第75 l（組織に関する特則）

①身分登録官は、部屋の広さの理由から、〔パートナー婚成立に〕参加する人数を制限することができる。パートナー婚の成立を妨げる者は、〔式場から〕退去を求められる。

②日曜日、および身分登録地での一般的な祭日には、登録パートナー婚成立の儀式は、行わない。

新・第75条

①〔婚姻締結の〕準備手続きにつき、または登録パートナー婚の登録につき管轄権を有する身分登録官は、生活共同体を創設していず、外国人としての〔スイスでの〕入学や滞在についての規定を迂回しようとしていることが明らかなきは、申請を受理しない。（登録パートナー婚法第6条2項）

②身分登録官は、パートナー婚当事者から個別に意見を聞く。例外的に、事態の解明により役立つと思われるときは、パートナー婚当事者〔双方〕を同席させて意見を聴取する。パートナー婚当事者は、書類を提出することができる。

③身分登録官は、外国人官庁のファイルを要求することができる；身分登録官は、他の官庁または第三者から、情報を入手することができる。

④官庁は、無償かつ遅滞なく、情報を提供しなければならない。

⑤パートナー婚当事者からの意見聴取および口頭または電話で入手した情報を記録する。

⑥身分登録官は、登録パートナー婚の成立のため事前手続の挙行の申請に基づいて、開始されなかった、または成立についての意思表示の受領を拒否された旨の決定を、下記の者に報告する：

- a. パートナー婚の当事者へ；その決定は、異議申し立ての指示を含むものとする；
- b. 本籍地の監督官庁へ；
- c. 住所地の監督官庁へ。

⑦身分登録官庁は、意図した、または実行された登録パートナー婚の締結との関連において、外国人の〔入国の〕許可および滞在についての規定を脱法する疑いのある事実および知り得た内容を、当該人物の滞在地に所在するカントンの外国人官庁に報告する（VZAE第82条2項・3項）。身分登録官庁は、調査の結果、判断、申請の撤回についても、上記の官庁に報告する。

〔6項・7項は2010年改正。草案に比べ、字句修正あり。筆者補注，7項の連邦法の出典：SR 142.201〕

第8章 中央データバンク・インホースター

〔本節の規定は2006年法に拠るので、旧規定はなし〕

第76条（責任機関）

①連邦司法局は、省内の情報サービスセンター（Leistungserbringer）のもとで、中央データバンク・インホースターを運営する。

②連邦司法局は、中央データバンクに対して責任を負う。さらに、身分登録制度外の官庁からの濫用手続での要求を検討する。連邦司法局は、データの保護とデータの保全を保証するために必要な、特別な措置をとる。

③インホースターを利用する機関は、機関の領域内で、〔前項の〕そのような措置について責任を負う。

〔2006年法による改正規定〕

①連邦司法局は、中央データバンクに対して責任を負い、濫用手続での〔データへの〕アクセスにつき、民事身分制度に関わりのない官庁からの要求を審査する。データの保護とデータの保全を保証するために必要な、特別な措置をとる。

第77条（資金の調達、必要品の調査、決算）

①カントンは、中央データバンク・インホースターの運営経費を負担する。

②連邦司法局は、財政勘定以外に、運営および決算勘定についての新たな投資につき、金銭面での管理を行う。

③連邦司法局は、年間の必要費を調査し、現実の費用について決算書を作成する。

④具体的内容は、連邦司法局と、民事身分業務におけるカントンの監督官庁の会議との間での運営合意において決定する。

第78条（カントンの協力）

①カントンは、中央データバンクの運営と発展に協力する。

②〔前項の〕協力は、民事身分業務における

カントンの監督官庁の会議を通じて行う。

③カントンは、とくに以下の任務を負う：

- a. 運営のために計上された費用の承認；
- b. 運営の現実の費用についての決算の承認；
- c. 発展のための提案の提出；
- d. 発展のための連邦の提案についての意見の表明；
- e. 発展のための投資の承認；
- f. 中央データバンクの発展的統一に向けた検査。

④民事身分のための連邦局は、会議の管轄機関と密接に協働する。

第79条（アクセス権）

①中央データバンク・インホースターのアクセス権は、本令において確定された、当該官庁の権利義務に従う。

②アクセス権は、別表において料金表を定める。

③アクセス権は、もっぱら民事身分制度のための連邦官庁の指示に基づいて、承認、変更、消滅される。

新・第80条（表記）

データは、西ヨーロッパでの国際機関で用いる標準的な表記にしたがって、記載する（ISO-Norm 8859-15）。

第9章 データの保護とデータの保全

第81条（報告権？）

①各人は、事件地または本籍地の身分登録官庁のもとで、自己に係わるデータについての情報を請求することができる。

②情報は、登録簿抄本または確認書の形式で交付される。費用は、民事身分制度における料金についての1999年10月27日付け命令に従う。

〔2項所掲の「命令」の出所：SR 172.042.110〕

第82条（データの保全）

①身分登録データ、プログラム、およびプログラム文書は、権限を有しない者からのアクセス、権限を有しない者による変更や破壊、および〔データの〕窃取から保護されなければなら

ない。

②身分登録官庁、監督官庁、民事身分のための連邦官庁は、身分登録データを保全するため、およびシステム事故のさいには、民事身分の登録の維持のため、それぞれの領域において、必要な組織的および技術的措置をとる。

③民事身分制度のための連邦官庁は、情報保全についての連邦評議会および省の規定に基づいて、データの保全に係わる要請についての指示を発し、さらにカントンとの共同について配慮する。

第83条（監督）

①監督官庁および民事身分のための連邦官庁は、監督活動および点検活動の枠内で、データ保護の維持およびデータ保全の保証を監視する（第8条・85条）。これらの官庁は、データ保護やデータ保全にさいする欠陥をできるだけすみやかに直すことについて配慮する。

②民事身分のための連邦官庁は、連邦のデータ保護の委託および公開の委託、ならびに連邦の情報…機関を…する。

第84条（官庁）

①司法省は、スイス民事身分制度につき、総監督を行う。

②監督官庁は、そのカントンでの民事身分制度の、専門的に許された執行のために配慮する。複数のカントンが、任務の分担を定め、監督官庁を統合することができる。民事身分制度のための連邦局の了解を得て、複数のカントンが必要な合意をなすことができる。

③民事身分制度のための連邦局は、欠員に備えて、以下の権限を有する：

- a. 身分の公証についての指示を発すること、婚姻締結の準備、成婚手続、および登録簿や文書の保管；
- b. 身分登録官、監督官庁、およびカントンの民事身分文書の視察；
- c. 身分証明書との交換と発給。

④身分証明書の交換と発給は、外国にあるスイスの代理機関および外国の官公庁と、直接に交渉することができる。

第85条（視察と報告）

①監督官庁は、民事身分登録官をして、少なくとも2年に一度、視察させる。身分登録官が、その任務の、専門的に許された執行につき何らの危険をも示さないときは、監督官庁は、欠陥を除去するために必要な限りで、視察を行わせる。

②監督官庁は、少なくとも2年に一度は、下記について、司法省に報告するものとする：

- a. 監督官庁の任務の履行について（民法第45条2項）；
- b. カントンの規定の発布と変更、および指示について；
- c. 民事身分登録官の業務の遂行、とくに視察の成果、および〔身分登録官が〕行った措置について。
- d. 民事身分制度における基本的な判決；
- e. データ保護の遵守、データ保全の保証および、障害者〔に対する差別廃止による〕融和統合のための措置（2002年12月13日付け障害者等置法第18条）のような、報告を行う〔べき〕特別な義務のために存在する任務の履行について；
- f. 任務完了を完遂すべきであるという認識について。

③司法省は、身分登録制度のための〔司法省の〕職務を通じて、カントンにおける視察を行わせることができる。

〔筆者注記（以下、同様）：e号の法律の出典につき、SR 151.3を参照されたい〕

第86条（職権による介入）

①監督官庁は、その下部に属する官庁の、規定に違背する職務執行に対して、職権に基づき介入し、かつ、場合により、ゲマインデ、地区、またはカントンの費用で、必要な措置をとる〔ことができる〕。

②要請があるにもかかわらず、カントンの管轄官庁が措置を取らない、または措置が不十分であるときは、司法省も〔前項と〕同じ権限を有する。

③その手続および上訴は、第89条および第90

条に従う。

第87条（身分登録官の解任および再任拒絶）

①身分登録官がその職務の執行する能力がないと証明されたとき、または第4条3項に定める再任要件を満たしていないときは、監督官庁が職権により、または身分制度のための連邦官庁の申立てに基づいて、解任するか、または再任を拒絶することができる。

②その手続および上訴は、第89条および第90条に従う。

第88条（民事身分問題のための連邦委員会）

①民事身分問題のための連邦委員会は、民事身分制度についての監督の行使において、連邦官庁に助言を与える。

②助言は、とくに下記の領域に及ぶ：

- a. 規則の制定；
- b. 法律の適用（指示および推薦）；
- c. 中央データバンクの稼働および発展のための専門的な問題；
- d. 中央データバンクの発展的統一の受け入れを求める、連邦司法局から民事身分業務におけるカントンの監督官庁への要請。

③委員会は、下記の者で構成される：

- a. 民事身分制度のための連邦官庁の長；
- b. 監督官庁の代表者のうち3名から5名；
- c. 民事身分官庁の代表者のうち3名から5名。

④監督官庁の代表者は、身分登録業務におけるカントンの監督官庁会議の提案に基づいて、民事身分官の代表者は、スイス民事身分制度のための協会の提案に基づいて、司法省が選任する。司法省は、可能なかぎり地域および言語を考慮して代表者を〔選任する〕。

⑤議長は、民事身分制度のための連邦官庁の長が務める。

第10章 手続と上訴

第89条（手続上の原則）

①連邦がなんらの定めもしていないときは、身分登録官およびカントンの監督官庁での手続は、カントン法に従う。

②連邦官庁での手続は、1968年12月20日づけ

行政手続に関する連邦法および1943年12月16日付け連邦世話法に従う。

③身分登録官庁の協力者および補助者、とくに職務行為に協力し、または提出された文書を翻訳する言語上の通訳者（第3条2項－6項）、または死亡または死産である旨の証明書を発行する医師（第35条5項）は、下記の場合には、〔業務に〕関与することができない：

- a. d@)4gk者自身に係わる〔問題である〕場合；
- b. その者の配偶者、またはその者と事実婚関係にある者である場合；
- c. 直系または傍系3親等内の親族または姻族である場合；
- d. 上記の者が法定代理人または私的な委任関係の枠内で代理または援助している者である場合；
- e. 上記の者がその他の理由により、とくに親密な友人関係または人間的敵対関係にあるため、公正な判断を期待することができない場合。

〔3項は、2005年法に基づく規定である。これにつき、AS 2005 5679を参照。また、2項に掲げる連邦法の出典は、それぞれSR 172.021, SR 173.110である〕

第90条（上訴）

①身分登録官の処分に対しては、監督官庁のもとに、異議の申立てをすることができる。

②監督官庁の処分および抗告の裁判に対しては、管轄権を有するカントンの官庁のもとに、異議の申立てをすることができ、最終の行政裁判所についての異議は、連邦裁判所に対して行うことができる。

③連邦官庁の、またはカントンの最終審の抗告の判断に対する異議の申立ては、連邦司法についての一般的規定に従う。

④司法局は、民事身分事件での判断に対して、カントンの上訴裁判所のもとに異議の申立てをすることができ、最終審としての行政裁判所への抗告については、連邦裁判所に異議の申立てをすることができる。

⑤カントンの抗告判断および民事身分登録官の処分，および基本的な意義のある監督官庁の処分は，連邦司法局の中の民事身分制度のための連邦の官庁で審理を始めなければならない。これらの官庁の請求に基づいて，他の官庁も〔審理を〕始めなければならない。

第11章 罰則

第91条（見出しなし）

①第34条から第39条までの報告義務に，故意または過失により違反した者は，500フラン以下の罰金に処する。

②身分登録官は，違反〔の事実〕を監督官庁に告発する。

③カントンは，違反を判定する管轄官庁を定める。

第12章 施行規則

第92条（従前からの情報手段の継続使用）

登録システム・インホースターという登録システムノ導入後は，登録のためには，他の情報手段は，代替できない。EAZWは，経過的な使用について規定する。

新・第92条 a（紙媒体で執行されてきた身分登録簿へのアクセス）

①各身分領域で執行されてきた身分登録簿の原本は，カントン法に従って管轄権を有する身分登録官庁に，少なくともつぎの期間はアクセスすることができなくてはならない：

- a. 出生簿は，1900年1月1日以降；
- b. 婚姻簿は，1930年1月1日以降；
- c. 死亡簿は，1960年1月1日以降；
- d. 家族簿および認知簿は，その導入以降。

②原本に代えて，電磁的データに，またはマイクロフィルムによる判読可能なコピーに，アクセスすることができる。

③データの公示のために，電磁的データへのアクセスが可能であるときは，第9条1項による指示，および第98条による変更は，電磁的登録形式でのみ，行うことができる。

新・第92 b（紙形態で執行された身分登録簿からの，および証明資料に基づくデータの公示）

①紙形態で執行された身分登録簿および証明資料に基づく〔登録〕データは，第47条に定める形式で，公示される。

②電磁的に記録されたデータに基づいて発行された身分登録証明書は，署名の前に，紙形態で執行されてきた登録簿での表示と一致しているか審査することを要する。

③養子縁組された人についての出生証明書は，養子縁組を契機として遮蔽葉つきの出生簿のまま，発行される。

④利害関係者は，他の形式での公示を期待することができないことが明らかである限り，固有のデータおよび3年以上前に死亡した人のデータを，紙形態で執行されてきた登録簿および証明資料で，閲覧することができる。
〔2010年新設規定。草案に比べると，3項で追加，4項で字句修正あり〕

新・第92 c（紙形態で執行されてきた身分登録簿の保管）

①各カントンは，遅くとも2013年まで，1929年1月1日以降，家族簿に登録されたデータの最終的な保管につき，判読可能なマイクロフィルムでのコピーの形式で保管する。

②各カントンは，もはや身分登録官庁が管理しない身分登録簿が，適切な場所で継続的に，かつ無権限なアクセスや，無権限の変更，無効化や盗難から保護された状態で，保管するものとする。

③紙形態で執行されてきた身分登録簿についての証明資料の保管については，第32条2項を準用する。

新・第93条（身分データの転記）

①家族簿に登録される者のデータは，下記の場合には，相応の指示を付して，個人簿（ベルゾネンシュタント・レジスター）に転記される：

- a. 身分事件，裁判所の判決，行政処分，または帰化を登録すべき場合，または意思表示

を受領すべき場合；

- b. 婚姻の準備手続き，登録パートナー婚の成立の準備手続きが開始された場合；
- c. 個人証明書，家族証明書，本籍証明書，または登録ずみの家族状況についての証明書を発行する場合；
- d. 監督官庁が転記を命じた場合。

②妻または夫のデータ，および当該人物に係わるすべての子どもも，同時に転記され，かつ当該人物のデータと関連づけられる。

③当該人物のデータは，その子度や両親の，すでに転記されたデータは関連づけられる。

④身分制度のための連邦局（EAZW）は，必要な指示を発する。

新・第94条（民事身分領域）

民事身分領域は，2005年12月31日までは第1条1項および第4条2項に基づいて審査し，かつ，必要な場合には，適合させなければならない。

〔2010年削除〕

新・第95条（連邦の証明書またはそれと同価値のある証明書）

①本命令の施行前に任命ないし選任された民事身分登録官は，これら身分登録官が本命令の施行の時点で，職務について3年未満であるときは，連邦の証明書または身分制度のための身分登録官庁により，同価値があると認められた証明書を，入手しなければならない（第4条3項c）。

②前項の入手の期間は，本命令の施行後3年間とする。

③正当な例外事情がある場合において，専門的に許容される執行が保証されるときは，監督官庁は，2項の期間を請求することができる。〔「見出し」および1項・3項は，2010年改正。ただし3項はフランス語テキストのみ〕

第96条（ゲマインデ執行官のメンバーによる成婚手続）

- ①カントン法において，ゲマインデの執行機

関のメンバーを，成婚手続を執行する独占的権限を有する非常勤の民事身分登録官に任命することができる旨を，規定することができる；

- a. この者による成婚手続が伝統に相応し，住民の間で確実に定着している場合；
- b. 〔この者に対する〕必要な研修および継続教育が保証されている場合。

②監督官庁は，司法省に，報告義務の範囲内で（第85条2項），任命された者について報告する。

新・第97条（民事身分データの証明）

〔2010年削除〕

新・第98条（欄外注記と抹消）

①出生簿では，職権により，下記の事項を欄外に付記として登録しなければならない：

- a. 子の認知およびその取り消し；
- b. 養子縁組およびその取り消し；さらに，養子縁組の場合には，元の登録を遮蔽葉を付して〔元の登録に〕変え，養子縁組が取り消された場合には，遮蔽葉を除去する；
- c. 父性の確定；
- d. 父母の事後婚姻；
- e. 母の夫との，父子関係の解消；
- f. 氏の変更；
- g. 名の変更；
- h. 性別の変更。

②出生簿では，申立てに基づき，下記の事項を欄外に付記として登録しなければならない：

- a. 1978年1月1日から1項fまでの間になされた氏の変更；
- b. 1978年1月1日から1994年6月1日までの間になされた名の変更；
- c. 2002年1月1日前の性別の変更。

③死亡簿では，欄外に付記された登録を同時に抹消して登録しなければならない：

- a. 失踪宣告の取り消し；
- b. 死亡確認の撤回。

④下記の身分事件の個人簿への登録を契機として，下記に係わる登録を，家族登録簿において抹消しなければならない：

- a. 法律上の父との親子関係が解消されたときは，父のプラットに登録される子ども〔の

記載を〕：

- b. 親子関係が養子縁組により消滅したときは、実の母および実の父のブラットに登録される子ども〔の記載を〕；
- c. 帰化が無効とされたときは、外国人の帰化〔の登録を〕。

⑤第4項による抹消がなされる；それによって無効となったブラットが抹消される。

⑥登録する権限を有する身分登録官庁が、1項から4項までの身分事件および身分事実を、紙形態で執行されてきた身分登録簿の事後執行につき、管轄権を有する身分登録官庁に、報告する。

〔2010年改正規定〕

第99条（従前法の廃止および変更）

①以下の規則は廃止する：

- 1. 本籍の証明書に関する1980年12月22日付け命令；
- 2. 1953年6月1日付け身分登録簿のうち第130条－132条を除く部分。1953年6月1日付け身分登録令の第130条－132条は、2004年4月28日付け身分登録令の第22条・第4条1項－3項の施行と同時に、司法省により廃止される（第100条3項）。

②1967年11月24日付けスイスの外交上の、および領事館の業務についてのレグルメントは、以下のように改正する。

第15条、第23条－25条を廃止する。

〔1980年命令については、AS 1981 34,2000 2028 を参照。また、当初の身分登録令である1953年命令については、AS 1953 797 を参照。その後の改正については、AS 1977 265,1987 285,1988 2030,1991 1594,1994 1384,1997 2006,1999 3028 3480,2001 3068,2004 2915 などを参照。さらに2項のレグルメントの出典については、SR 191.1 を参照〕

第99条 a（2007年1月21日付け改正のための経過規定）

①第8条 a によるAHV-保険番号が、最初のかつ包括的な指示および公示された時点で、個人簿において執行されるZASの人物が、報告さ

れる。

②〔前項の〕報告後は、第93条1項および2項にしたがって転記された、ZASの人物に報告される。

③AHV-保険番号の、指示、検証、公示のための手続は、1974年10月3日付け老齢・障害についての命令の第133条bis および第134条quater に従って、行われる。

〔筆者補注、1974年命令の出典：SR 831.101〕

第100条（施行）

①本命令は、後述する_項・_項を除いて、2004年7月1日に施行する。

②第9条2項の規定は、2005年1月1日に施行する。

③連邦司法省は、第22条および第43条1項から3項までの規定の施行日を決定する。

〔3項の施行については、2005年4月11日付け連邦司法省令により、2005年7月1日に施行された。AS 2005 1823〕

〔新身分登録令は、おわり〕

3 民法典での身分登録に係わる規定

(1) 2010年現在の規定

第1に、前述したように、身分登録に関する基本規則は、民法に規定されている。筆者は、かつてその規則を邦訳したことがあるが、その当時の規則の大半は改正されている。民法の規定は身分登録令と一体になっているので、これをも訳出しておこう。

第2に、条文の基準日は、2010年1月1日現在の条文である。最も重要な改正は、1998年離婚法による改正である。離婚法以降の改正については、条文ごとに改正の根拠となった法律が確認できるように配慮している。

第3に、民法の規定は、前述した「身分登録令」とは同様に、全面改正に基づく規定ではない。それゆえもあって、「身分登録令」の場合と同様に、民法の旧規定を参照条文として示すことはしない。

(2) 基本構造の違い

スイスの法令は、下に示すように、枝分かれになるように構成されている。これにより、全体の展望を良くする働きをもたせる意図があるのである。

(3) 邦訳の凡例

①底本 連邦司法省ホームページに示される民法典の条文に依拠した。

②欄外テキスト 第1に、条の下にマル括弧に入れて訳出した部分は、わが民法でいう「条文の見出し」に似ている。わが民法の条文の見出しやドイツ民法のそれと同様に、スイス民法では、立法当初から、条文の一部である。この部分は「欄外テキスト」と呼ばれ、下に示すように、テキスト集の原文では、文字どおり欄外に印刷されているが、本稿では印刷頁数を節約する目的から、各条の右部に亀甲かっこに入れて示した。見本を示しておこう。

下の例は、掲載頁数が偶数の場合である。それが奇数の場合は、欄外テキストが条文の右端の部分に印刷される。いい換えると、見開きにした場合、両端に「欄外テキスト」がきて、それを挟むようにして条文が印刷されるわけである。

(4) 欄外テキスト

オーストリア民法でもみられる。ところが両者には、つぎのような違いがある。スイス民法のそれは、オーストリア法と異なり、欄外テキスト自体が体系的に作成されているので、これを抽出すれば、その部分の構成を知りうる仕組み（スイスの学者は、これを展望性と呼ぶ）になっている。オーストリア法では、数箇条飛んで一つの欄外テキストのつくことも少なくないが、スイス民法では原則として、1条ごとに必ずそれが付いている。

第3に、スイス民法の特色の一つである「展望性」の意味を理解するには、図示する方法がベストであろう。「身分の公証」(39条から51条まで)の領域を例にとれば、この部分は、A・B・C以下、下記のように分類されている（下

記の例は3階層であるが、たとえば28条以下のように、4階層の部分も少なくない）。これによって、その領域の体系ないし構造を理解することができる。スイスの学者は、この構造を指して、「展望（性）が開ける」と表現するのである。

第2款 民事身分の登録

〔第2款の規定は、98年改正、改正法の出典については、AS 1999 1118,1144 参照。以下、同様の標記によって、改正法の出所を示す〕

第39条 (A 登録簿 I 通則)

①民事身分を登録するために、磁氣的登録簿により執行する。

②下記の事柄は民事身分に属する：

1. 出生、婚姻、死亡のような、ある人に直接係わる民事身分事項；
2. 成年〔到達〕、出自、夫婦のような、人の、および家族の地位；
3. 名前；
4. カントンの市民権およびゲマインデのそれ；
5. 国籍。

〔筆者注記（以下も同様）：1項の規定は、2001年法による改正規定。連邦法令集AS 2004 2911,2913 を参照〕

第40条 (II 報告義務)

①連邦評議会は、民事身分を登録するために必要な事項を届ける義務ある、人および官庁を決定する。

②連邦評議会は、届出義務についての違反に対して、罰金を科する旨を規定することができる。

〔条文の見出しの改正および3項の削除は、2001年法による。AS 2004 2911,2913〕

第41条 (III 争いある事項の証明)

①民事身分についての事項が文書により提出されたときは、カントンの監督官庁は、十分な努力を果たしても、〔証明〕文書を入手することが不可能または期待することができないと思

われ、かつその〔届出〕事項につき争いがないときに限り、身分登録官の面前での意思の表示により、証明〔されたものと〕承認することができる。

②身分登録官は、意思表示した者に対して、真実を述べることを、さらに虚偽の意思表示に対しては刑罰を科される旨の警告を行う。

第42条（Ⅳ 訂正 1 裁判所による場合）

①保護に値する人的利益を疎明した者は、民事身分について争いある事項の登録、および登録の訂正または抹消を求めて、裁判所に訴求することができる。裁判所は、関係するカントンの監督官庁から意見を聴取し、かつ監督官庁に〔裁判所の〕判断を伝える。

②カントンの監督官庁は、〔前記の者と〕同様に、訴えることができる。

第43条（2 身分登録官庁による場合）

身分登録官庁は、職権により、明らかな過失または錯誤に基づく〔記載の〕誤りを訂正することができる。

第43条 a（Ⅴ データの保護とデータの公表）

①連邦評議会は、民事身分の登録の領域で、データの修正につき、人格〔権〕および人の基本権の保護のために、配慮する。

②連邦参事会は、保護に値する直接の利害関係を証明することができた私人に係わるデータの公開について規則を定める。

③連邦評議会は、民事身分制度の外の、法定の任務を履行するために必要なデータを規則的に、または申請に基づいて公開する官庁を定める。〔ただし〕カントン法による公開についての規定は、妨げない。

④人の同一性を確認するために必要なデータについては、引渡し手続において下記の官庁が、アクセス〔権を有〕する：

1. スイス国籍のための証明についての2001年6月22日付け連邦法により明示される官庁；
2. 連邦の刑事情報システムを管轄する連邦官庁、および捜査活動システムにおいてに明記されるカントンのおよび都市の警察団体についての2008年6月13日付け連邦法の第

15条に基づく刑事捜査システムを執行する団体；

3. 刑法第359条により、犯罪登録簿の執行について管轄権を有する連邦の役所；
4. 行方不明の人の探索について管轄権を有する連邦の官庁。

〔本条は、2001年法による新設規定である。同法の出典については、AS 2004 2911 2913 前掲を参照。4 項 1 号の連邦法については、SR 143.1 を参照。2 号・3号・4号は、2008年法により導入された、SR 361を参照〕

第44条（Ⅱ 組織 Ⅰ 身分登録官庁 1 身分登録官）

①身分登録官は、とくに下記の職務を行う：

1. 登録簿を執行すること；
2. 報告および抄本の交付を行うこと；
3. 婚姻締結の準備手続を行い、かつ成婚手続を執り行うこと；
4. 民事身分についての意思表示を受理すること。

②連邦評議会は、例外として、外国にあるスイスの代理機関に、前項の職務委託することができる。

第45条（2 監督官庁）

①各カントンにおいて、監督官庁を決定する。

②監督官庁は、下記の職務を行う：

1. 監督官庁は、民事身分官庁を監督する；
2. 監督官庁は、身分登録官庁を支援し、助言を与える。
3. 監督官庁は、登録簿の執行および婚姻締結の準備手続のさい、協力する。
4. 監督官庁は、外国で発生した身分登録事件の承認および登録についての処分、および民事身分に係わる外国での離婚についての処分についての規則を制定する。
5. 監督官庁は、身分登録官庁で活動する者の教育および継続教育について配慮する。

③連邦は、上級監督を行う。連邦は、身分登録官の処分および監督官庁のそれに対して、カントンレベルでの異議を申し立てることができる。

〔3項の規定は、前掲2001年改正法に基づく〕

第45 a (I 中央データバンク)

①連邦は、カントンのために、中央データバンクを運営する。

②データバンクは、各カントンが財政負担する。費用は、住民数に応じて分担する。

③連邦評議会は、法律の枠内で、かつカントンと協力して、下記の事項を定める。

1. 共同の手続；
2. 身分登録官庁のアクセス権；
3. データの保護とデータの保全を図るために必要な組織的、技術的措置；
4. 文書の保管。

〔本条は、2001年前掲による新設規定である〕

第46条 (II 責任)

①身分登録制度で活動する者の公務活動において違法に侵害された者は、損害賠償を求めることができ、かつ侵害が重大であるときは、慰謝料を請求することができる。

②カントンが責任を負う；カントンは、故意または重大な過失により侵害を引き起こした者に、〔賠償した損害を〕求償することができる。

③連邦により雇用された者については、1958年3月14日付け責任法が適用される。

〔3項掲示の連邦法の出典については、SR 170.32を参照〕

第47条 (III 懲戒処分)

①身分登録官庁での活動する者の、故意または過失による公務侵害は、カントンの監督官庁が懲戒処分を定める。

②懲戒処分は、1000フラン以下の罰金を科すか、または〔侵害が〕重大である場合には、解任する。

第48条 (C 施行細則 I 連邦法)

①連邦評議会は、施行細則を定める。

②連邦評議会は、とくに下記の事項を定める：

1. 執行すべき登録簿および登録すべき表示内容；

2. 公的な身分登録簿間での電磁的データを交換するためにする、196年12月20日付け連邦法第50条cによる保険番号の使用、〔および〕老齢・遺族保険について。

〔2項2号掲示の連邦法の出典については、SR 831.10, AS 2006 5259, また同項4号所掲の連邦法の出典については、2006年法, SR 432.02, 5項3号のそれについては、前掲2001年改正法を参照〕

第49条 (II カントン法)

①各カントンは、身分領域を決定する。

②カントンは、連邦法の枠内で、必要な施行規則を定める。

③カントンの規定は、民事身分制度で活動する者の俸給についての規則を除いて、その規定が効力をもつためには、連邦の承認を得なければならない。

第50条 (III 失踪宣告)

第51条 (IV 身分変更の登録)

いずれも既に削除されている。

〔2010年7月30日脱稿〕